

婦人少年と

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可 昭和二十四年十一月五日発行（毎月一回五日発行）第七巻 第十号（通巻七十四号）



◆ILO 婦人労働問題会議
◆婦人少年室協助員の活動

11 1959

婦人少年協会

ILO 婦人労働問題 会議に出席して

大羽綾子



—前から二列目の右から二人目が筆者—

今度、私が出席した婦人労働会議というのは、婦人労働者を援助するために、ILO理事会对して助言勧告する機関として、今年はじめて設置されたもので、十月十二日から十七日までジュネーブで委員の初顔合わせがあった。委員は政府、労働使各九名、計二十七名の婦人労働問題の専門家から構成されることとなっている。各国、同数ではなく、フランスやインドのように三名任命された国もある。日本は最初、私ひとりとなっていたが、全職同盟の米盛さんも出席されることとなり、堂々とよく活躍されていた。

会議は型のとおり、正副議長の選挙、ILO事務局総代理の挨拶ではじめられた。議長はアメリカの婦人局長レオポルド夫人、なかなかの美人で偉風あたりを払い、大國のバックをはつきり見せていた。副議長はインドの労働組の婦人代表と、オーストリアの政府側委員、この人は二十七人中三分の一をしめる男子委員の一人である。

議題は「婦人の就業の機会とその援助対策」「農業における婦人労働問題」「婦人の賃金」「婦人労働問題に関するILOの将来の事業計画」という四つに分かれていた。最も力を入れ、時間をとって討議されたのは第一議題で五日間の会期中、ほとんど二日を費した。

初日は二十七人の全委員から各国の婦人雇用の実情を聴取するというやり方で、会の運営という点から見ると、あまりよい方法とは思えなかった。一人たしか一〇分以内ということだった。

が、ソ連のお国自慢や、インドの他国批判など延々二〇分もつづく人もあり、終りの方に当たった私たちは、他の人のふれなかった問題に限るとされてしまったので、用意の資料のなかから、大あわてで、ひろい出してしゃべるといって、苦しい破目になった。

この議題の中で、一般に先進国、未開発国とも共通だったことは、最近の著しい婦人労働者の増加、特に非農業部門への進出、既婚婦人労働者数の著実な上昇などであった。英米仏など技術革新のすすんでいる地域では、その婦人雇用への影響について、発言が多く、技術革新の進展にともない、従来の男女職業の区別が次第に取り去られ、婦人に新しい職業分野が開ける可能性がふえることが予想されるものべられた。この意味で婦人の職業上の地位をあげ、男女平等の機会を確保するために新しい婦人の職業訓練の必要性が強調された。一方、インドやアフリカ連邦など、いわゆる未開発諸国では、産業の機械化が婦人の乏しい雇用機会をますます狭うことになるので、その対策が必要であると訴えられた。

私は最初の国内事情一般の紹介の中で、わが国の産業のアンバランスの発展についてふれ、大企業と著しく進歩した面と、おくれた形骸の零細企業と農業におお依存しなければならぬ実情を指摘しておいたが、わが国は先進、後進両地域の問題を併せて持っていることを痛感した。既婚婦人労働者の問題で議論のわいたのは、子供の不良化問題にもなると、家庭婦人

が職業を持つことの可否についてであり、特に政府・使用者側に多い男子委員たちがこれを強調した。婦人の委員たちは、家庭に止まるか、職業を持つかの選択の自由を婦人は持つべきであり、その方向で社会的援助が考慮されるべきだと述べた。これに関連してパートタイム労働の検討の必要が指摘された。

同一賃金の条約を中心に討議がすすめられ、その結論として、日本もふくめ、職務分析・職業分類・職務評価についてILOの産業専門機関での研究を促進するよう要望した。婦人の欠勤と移動率が婦人の賃金水準に大きな影響があることをあげて、ILOが資料をあつめるようにしてほしいという希望も述べられた。

全体としてこの会議では、労使の鋭い対立は少なく、形式をふまえない自由な討論が行なわれ



協 助 員 制 度 の 思 い 出

長岡寛

師走の風も冷たい昭和二十七年の暮のことである。各省は来年度の予算を獲得するために必死になって大蔵省に働きかけていた。労働省も劣らずに、何とかして担当の主計官に予算の内容を理解して貰おうと、智慧を搾っていたのである。

その頃、婦人少年局としては先年からの度々の行政整理で、第一線の機関である地方の婦人少年室の職員は減る一方であった上に、もし売春防止法が国会を通過すれば、来年から

は新しくこの仕事をして貰う人員も必要であり、また別に新規に企画した事業で、全国の数か所に設置することになっていた「働く婦人の家」の仕事をする人達も必要であったので、本省に約十名、婦人少年室に約百五十名の職員の新規増員を要求することになり、予算獲得の重点をこの点に置いて、大蔵省に説明する資料を集めることに躍起になっていた。

当時、婦人少年局長は藤田さん（現在国連代表としてアメリカに行っておられる）で、現局長の谷

野さんも婦人労働課長をしておられた。私は局長書記をしていたので予算編成の第一次責任者でもあり、何とかして来年度は定員の増員を認めて貰わねばならぬと日夜頭を痛めていた。

予算については各省ともそうであるが、大蔵省当局に説明する前に必ず会計課長に説明することになっているので、当時の会計課長であった飼手さん（現日本労働協会理事）のところにまず説明に行った。そして増員の必要なことについていろいろと述べたのであるが、その時、飼

手さんのいわく「長岡君、君のいうことはよく分かるが現在の情勢から見て定員を増すことはなかなか難かしいと思う、殊に婦人少年局の仕事は重要な仕事ではあるが、法律に根拠をもつ仕事ではないだけに、なお更増員は難かしい、僕は常々考えていたのだが、何か定員の増員に代わる人件費の要らない制度（例えば民生委員制度のようなもの）を考えて見たらどうかと思うが、君も積極的に考えて見たらどうか」とのことである。私はなる程と思った。いままで予算を編成する度に殆んど毎年のように定員の増加を要求しているのであるが、一度も認められなかったことがないことを思い、これは変った着想だ、考え直して見る必要があると思った。

それから大急ぎで局に帰って藤田局長にこのことをお話ししたところ「それはよい考えであると思うので、貴方が早急に具体案を作って欲しい、そして定員増の要求と併せて大蔵省に要求するように」といわれた。そこで一応課長会議にかけて貰い、各課長にも援助をお願いした上、具体案の立案にかかったのであるが、まず始めに民生委員制度を研究して見た。ところが民生委員は或る程度の政治的活動ができることになっている。これは問題があるなと思った。それから他のこれぞと思ういろいろな委員制度を一一と調査し、関係の各省にも照会して見たが、いずれも委員と名のつくものは或る程度の政治活動ができることになっている。そこでまず、この新しい制度の下で働いて貰う人達の身分をどうするかということが問題になった。

それには、これらの人達の職務の性格をはつきりさせなければならぬということになり、結局この人達の職務は婦人少年問題に対する深い理解とその学識経験とによって、婦人少年室長を援助するものであるが、例えば民生委員のように各人の私見や考慮によって独自に活動するものではなく、飽くまでも室長の指示の枠内で活動するものでなければならぬ、ということになり、このような職務の性格から考えて、身分は非常に勤の国家公務員が最も適当であるということになったのである。

従つて国家公務員とすれば国家公務員法の適用を受けるので、当然政治的行為を制限されることになる。

そこで最初の案では、名称は婦人少年委員とすることになっていたのであるが、委員という名称では前述のとおり政治的活動を制限できないので、名称を変えねばならぬことになり、これも課長会議にかけて課長の皆さんのお智恵を拝借したのであるが、委員という名称をつけることができないだけに、なかなか名案が浮かばず、ああでもない、こうでもないと散々揉んだあげく、結局最後に当時の年少労働課長であつた石島さん（現広島県民生労働部長）が提案した「協助員」という名称が採用されることになったのである。

それで協助員という名の生みの親は石島さんという訳である。

そこで他に協助員という名称を用いているものはないかということで調べて見たが、その当

時は該当がないということで最終的に決定したのである。当時石島さんはこの名称がなかなか御自慢で、「これは僕の独創ですね」などといっていたが、その後になって鳥取県に同名のものがあることがわかり、御自慢の鼻がだいぶん折れたようだと大笑いをした記憶がある。しかし、これは鳥取県内だけの農林行政だか、衛生行政だかの制度で、仕事の内容も全く違い、全国的な制度ではないことがわかって、そのままになったように思う。

それから、協助員に任期を設けるかどうかということも問題になったが、他の各種の委員にもたいてい任期があり、また協助員の人は別に本来の職業をもっているのので、いろいろ仕事の都合や何かで辞める人もあると思われるし、人事の新陳代謝という意味から任期がある方がよいということになって二年と決められたのである。

また協助員の定員は始めの案では、全国の各市町村に洩れなく一人以上は置くということで、約一万六千人ということになっていたのであるが、これが人数が多過ぎるということで省内の大問題となり、省議にもかけられて検討されたがなかなか決まらず、省議の度毎に段々人数が減つてゆく様子が見えるので、私どもも気が気でなく、どうなることかと心配していたところ、当時の総務課長であつた堀さん（現労働基準局長）が、「長岡君、定員のことにより拘わっている」と今の省内の空気から見て、この案は通らなくなる可能性もあるので、藤田局長とよく

相談して考え直して見る必要があるように思ふ。また定員ははっきり定めておかぬ方が却って伸縮性があつて有利かも知れぬ、訓令や何かにはっきり規定してしまえば増減の度毎にこれを改正せねばならぬという手間もかかるし、規定しなければその時の情勢次第で増減は自由だよ」といわれた。それで早速藤田局長に掘さんの御意向をお話して局長から省議に因つていただくことにした結果、漸く揉みに揉んだこの問題も決つたのであるが、何と決定された定員は全国で一千人ということで、余りにも当初の案とかけ離れていたので、呆れるやら、がっかりするやらであつた。

これで案の骨子が決つたので、いよいよ訓令をつくることになつたが、私どもは始めは、婦人少年局としては画期的な制度でもあり、労働省としても始めての制度であるので、せめて省令である労働省組織規程のなかにこの制度を規定して貰ひたかつたのであるが、省内には通達でもよいではないかとの意見もあつて、結局その中間をとつて訓令ということに落付いた。

各省には各局の法規關係所管の課長を中心とする法令審査委員というものがあつて、各種の法令は事前に必ずこの審査会で審議されることになつてゐるが、もちろん訓令も審議される訳である。

そこで「婦人少年室協助員規程」という訓令案をつくって審査会に臨んだ訳であるが、これがまた大變で、普通は訓令程度のものは大体課長補佐級の事務官の人数の間で審議されるので

あるが、省議でも度々問題になった事柄だけに審査会を主宰する総務課長の堀さんも慎重を期されてか、この時は正式の委員である各局の関係課長の出席を求めて審議された。婦人少年局では当時この委員を婦人労働課長の谷野さんがしておられたので谷野さんが出席されたが、立案者である私に各委員から鋭い質問が集中し、法律に素人である私はその弁明に一生懸命で、全身汗だくで谷野さんに大分助け舟を出していただいた覚えがある。それでもどうやら審査会を通過して、この訓令は昭和二十八年十一月一日付で制定施行された。

それからいよいよこの規程を裏付けする予算の編成にかかり、昼夜兼行で作業にはいったのであるが、この時の予算の要求は旅費・手当・研修費などであつたように思う。

大蔵省に対する折衝は会計課長の銅手さんが、自分で着想を提供された問題だけに、とても熱心にやっていただし、随分助かった。また何とかしてこの予算を通して貰いたいために、担当の主計官に説明しただけでは何となく心許なく、私が藤田局長のお伴をして暮夜密かに当時の主計局長（確か森永さんであったように思う）のお宅を訪ねたこともある。

このようにてんやわんやの後、待望の大蔵省の新年度予算の内示があつたのであるが、私どもが最も力をいれていた旅費は残念ながらついに認められなかったが、不十分ながら手当と研修費が認められ、兎にも角にも来年度から新制度が発足できることが確定した時は、思わず万

才を叫んだものである。

当時局の会計係長をしていた植川君（現大分労働基準局監督課長）と二人で祝杯をあげに出かけ、翌日二日酔で苦しんだことを覚えていた。

協助員の第一回の任命数は確か八百名位であったと思うが、これは推薦された人のなかに民生委員などをやっている人があって、政治活動制限の關係から辞退して貰った人などがあり、予算定員より二百名位少なかった。

現在では定員も千五百人に増えていることを言えば、当時の堀さんの卓見には散服の外はない。

協助員制度も発足以来早いもので今年で満五週年を迎えたが、今日ではその運用もいよいよ軌道に乗り、わが国の婦人少年問題解決に真剣な活動をしておられる協助員の人達を見るにつけても、当初私どもが新制度ができて何の収入もなく、ただ婦人少年問題に対する理解と熱意と信念だけで働いて貰うような仕事に果たして就任してくれる人がいるだろうかと心配したことを思い、全く感慨無量なものがある。

この制度が今後益々発展して、それこそ当初の案のように一万六千人もの人が残らず協助員として活動して貰える日が一日も早く来ることを心から願うものである。

(労働省中央監察監督官)

根井(宮崎) 私は三回目の協助力員でまだお話しするよな活動もございませんで、むしろ皆さまの活動状況をおききして勉強させていただきたいと思つたわけでございます。私、婦人会の会長をしておりまして、その関係で婦人連絡協議会というのをつくりました。

この協議会の大もとは部落の活動で、いくら上の段階で指導者だけが、やれ自覚を持って自主性を持てと言いつつただけのことになりまして、それで私たちが一番苦心しますのは、地域社会の活動を、どううまくやっていくかということでございます。まず、PTAの役員同士が、子供を中心にしていろいろ子供の幸福を願って活動してまいりました。が、子供が伸びるにつれてお母さんたちの勉強ということが必要になりまして、この際一つ地域婦人会をつくらうということで会ができました。

地域婦人会というのは、何か一つの目的をもって集まるグループとは違ひまして、いろいろ考えの違った方たちの集まりですから、いろいろ摩擦も出てくるわ



左から根井・大沼・三浦・根井の諸氏

けです。私どもが学習方面をやるかと思ひますと、一方ではそんなものでは無いといけません。また一方では、生花だ、手芸だ、というわけで、それを一つの団体に盛り上げるためには、リーダーになる人の苦心は大変なものです。それでたいていは小グループ制にしまして、教養部・福祉厚生部・生活部・生活部などの六部門をつくりまして、各自の望む部に属して活動いたしまして、必要に応じて、それを大きな活動に持っていくわけでございます。部落の場合も、さうなわけで、このように委員会制でやっております。私は果敢の役員もしております。部長をしていまして、果敢でも同じ福祉厚生委員長をしております。このようにし

て、以前は婦人会長一人で活動していましたが、今ではそれぞれのが六部門の委員になっており、宮崎県の場合は連合委員長というものが、昔の婦人会長にあたるわけです。

司会 大沼さんの場合は働く婦人にお母さん方も加えて婦人問題研究会をついたのです。今の根井さんのお話は地域活動としての広い婦人活動ですね。

根井 そうでございます。地域の婦人活動として、二つづつあった問題は、婦人の地位向上を目ざして、一人でも多く婦人議員を出そうというので、皆で一生懸命やりました。それで今年度、宮崎県では初めて女性の果敢議員を出しました。ところが封建性の強い都市のことでございまして、あとで男性の落選議員の反動がとて強くて、婦人会活動としていろいろ考えさせられる問題がありまして、婦人と政治の問題は、結局、政治は台所と直結しているのだから、皆でもつめなければならぬということですね。

大沼 私たちも米沢の市議員に、やはり婦人団体が結束しまして、婦人候補を三人立てまして、二人当選しました。しかしあとで問題はありませんでした。

根井 今度の場合、婦人議員が社会党に入党なさったのです。婦人会は地域団体ですから絶対中立なんです。しかし個人の自由も大切ですから、その境目がむずかしいですね。

大沼 私の方では無所属でしたから問題はなかったのですが、山形の場合、果の婦人会でも、政党内閣の自由で、広く婦人の立場から考えてくれる人を推します。いま山形では果敢議員は二人婦人がいます。やっぱり婦人の地位の向上というものは、政治と結びつかないと、実質的にはむずかしいですね。さあさあ、ボジションに婦人を出すということが、やっぱり大きな問題ですね。

司会 島根の三浦さんも、婦人の団体活動で大部分苦心なさっているようすが、いかがですか。

三浦(島根) 私は地域の小さい地区の婦人会長をしておりまして、市には十九の婦人団体がございまして、その連絡協議会の会長も兼ねております。会長、副会長は果敢の会へも出て、果の厚生部のお手伝いもしておりますが、私たちが皆さまのお苦しみと同じような苦勞をしているわけでございます。私自身は職業というものの経験がございせんので、会員の方からいろいろ知識を得てやっております。何分、生活・経済状態・年齢などもまちまちで、とてもやりにくいのですが、大抵、事務員とか、学校の先生とか、職業を持てている方は自覚が高く、心配ないと思ひますが、一番お気の毒な方は日雇労働者です。子供を連れて未亡人の人が多いのでございまして、そういう方たちの向上が少しでもできたらと考へまして、時々昼休みを利用して座談会

協助力員活動を語る 一座談会

出席者 子ル雄 道ハ幸 浦井葉 三桜千 島根協助力員(司会) 高次子 沼木井口 大柏藤坂 山形協助力員 山梨協助力員 山梨協助力員

司会 協助力員の全国会議は今年が四回目でございますが、あすの全国会議に御上京の機会に例年のように座談会を持まして、皆様御活動の有様を直接お話しあいいただくことになりました。協助力員の任期は二年ですから、現在三度目の方々というわけでございます。現在、協助力員の定数は千五百名で、その構成は女子六、男子四の比率になっております。職業別では、婦人団体の役員をして

いる方が二〇六人で最も多く、会社関係二四三、教育関係七三、その他各層の有識者となつておりまして、この会的に認められなければ進出はむずかしいと思ひます。

大沼(山形) 私、小学校の校長をいたしております関係で、私が努力しておりますのは、婦人労働の問題です。まず第一に、婦人の実質的地位を高めるにはどうしたらよいか、社会的地位とか管理職の他各層の方面に婦人が出ていくにはどうしたらよいかということ而努力して、たのすけれど、それにはやっぱり婦人の実力を高めることが先決問題で、それが社会的に認められなければ進出はむずかしいと思ひます。

私、今までにいたしましたことで一番好成績をあげておりましたのは、婦人教師が団結して、婦人の校長を出してもらいたいというところを強調しまして、「それではだれを校長にするか」と云つて出せる人を選んで、互いにお互いの切實な努力を、励まして、その人の実力をつけていくということです。

さうして、このように婦人教師が一つに団結するきても大切ですが、もっと広く婦人同志が団結する必要があると思ひまして、今日は、日にお母さん方との同志的な結合をつく

ることに努力し、婦人問題研究会という会をつくつたのです。お母さんの中からリーダー格の方を選んでいただき、お互いに実力を高め、社会的地位を高めていくことを主眼にして、毎月一回テーマを作つて、それについて話し合いをしたんです。また時には適当な講師に依頼して座談会を持します。講師のお話を伺うと同時に、こちらからも希望や意見を申し上げ、評論家である講師を通じて、私どもの考えを社会にアピールしていただく。これもこちらのねらいです。

現在、実際の決議機関におる方はほとんど男性ですから、どうしても男性の意見が主になって、婦人の進出をはばむ結果になりますので、私たちの中から二、三人の代表を、決議の立場にある責任者のところへ談判に行ってもらい、ぜひ管理職に婦人を出していただきたいという交渉をするのです。こういうふうにして結局、米沢市から婦人校長二人と、婦人の教頭先生が二人出まして、果敢休として校長二人、教頭五人、六人で、これは成功した例ですが、今後もう少し婦人の力を結集して、管理職面への進出をはかりたいと思つております。

それからもう一つは、一部の人間だけが伸びて他がびつこでは困りますから、一般の働く婦人が横に連絡をとるため置賜地区で働く婦人の懇談会を組織いたしました。産後役は労政事務所でしたが、今年で七年になります。こういう横の連絡をとる組織をつくりまして、お互いに提携し、協力してやってきましたが、なかなか下部まで徹底させることはむずかしいので、組合のあるものは大体入っていますが、米沢市のような小規模都市には二、三人の女工さんという職物工場が多くて、組織がつくれないのです。ですから集まりにも出て来れないし、入会して下さいと交渉しても、工場のだんな様が、つまらないことには関係しないという考え方ですから、まず、入っていただくのは容易じゃないという実情です。

米沢の名物は婦人の低賃金で月収三万円前後が普通で、たまに一万円くらいのもあるという程度です。これは出来高制のためですが、それが不合理だということも、組織のないようなところの人は考へられないのです。組織の中でも代表的な人——教員なんかの場合はなかなか新しい、しつかりした考えをもっている人多いですが、機屋に働いている人たちは、職業で一生立とうというふうな意欲に燃えている人は極めて少なく、そういう人たちを教育するのには、実は困っている状態なんです。

司会 今のお話で、婦人問題研究会のことが出ましたが、これは働く婦人の地位向上のためと同時に、婦人のリーダーシップをとる人たちが地域に養成していくということも関連がありますね。

宮崎の根井さんは婦人の組織、活動の育成に携つておられるようですが……

を開いて、その方たちの声をききました。その中で最も多い希望は、年齢期の子供を持つお母さんの声として、学校の参観日が毎月一回くらい、どこかの小学校に参観日にもありますが、子供たちに見に来て下さいと言われても、一回も行ってやることができないというのです。行くとその日は仕事を休まなければならぬので、賃金をカットされます。それで日曜日を参観日にしてもらいたいという意見も出ましたが、市内にはたくさん労働者がいて、それがたくさん学校の参観日に参観しているの、全部の学校が二、三人のために参観日を変えることはむずかしいと学校側では云います。それでは普通の日に、一日三時間くらいですから、賃金カットされなくても行かせてもらいたいと安定所にお話したんですが、今の段階では、それはむずかしいと言われまして、それで私、社会福祉協議会の仕事もしておりますので、その方へ補っていただくようにお願いして、今、考えてやるということまでできております。

PTAなんかに行きますと、学校の参観日に来ないで不熱心だ、子供の教育に関心がないと言われまますが、そうじゃなくて、行きたくても行けない実情なんです。それを皆さんに存じないんです。それで、婦人連絡協議会やPTAを通じて事情を説明して、皆様に協力していただくようお願いしたわけなんです。このように婦人会を通じてPTAの

方に働きかけましたら、そうだったのか、というので了解してくださった方が多かったです。これからは啓蒙していきたいと思っております。

それから勉強したい、映画にも行きたい、もう少し自分たちが勉強して、子供たちの相談相手になってやりたい、こういう知識欲の旺盛な方も多いのです。が、雑誌を買いお金もないし、時間もないうというので、各地区の婦人会長の協議会を開いて、安定所や地区の世話役の方のところへ古い雑誌を集めておいて、閲覧するようにしましたら、大変喜んでいただいております。

坂口(長野) 今のお話は保護家庭のことでしよう。そうしますと、収入認定でそこは差額がつくんじゃないのでしょうか。たとえば五千元を生活費として、一月の労働賃金が三千元で、あとの二千元は福祉事務所からあつてくることになりませんか。学校参観で労働賃金が二千五百円しかなかったと認定すれば、生活費を五百円余計に補助すればいいでしょう。

三浦 保護家庭じゃなく、ほとんど失業対策事業の方なんです。これは法でも変わらねえと、大っぴらに言われんとてございしますが、何とかしたいと考えているわけでございます。このほかに、この方たちの希望として、小さい子供を持つていらっしゃる方が多いので、安心して働くことができませんので、移動保育所を九月から作りまして、これは福祉事務所と

協力しまして、幼稚園にも行けないような幼児の保育所を、仕事場のそばにテナント張りで作りました。今は労働者の中で経験者が保育士になっていますが、追々専門の人を入れることになっていまして、大変喜ばれております。失対事業ですから、あちこち仕事で移動しますが、そのたびに仕事のそばにテナントを張りまして、大沼 保育の経費はどこから出しますか。

三浦 たぶん福祉事務所の方から出るんでしようね。これは市も大変力を入れて、ぜひ完全なものにしたいと言っております。おもちゃや絵本などは、私たちが婦人会の会長さんに呼びかけて、本はだいたい集まりました。この点、婦人会と直接関係を持っておりまして、非常に仕事がしやすいです。

櫻井 日雇労働者の子供に非行少年があるんじゃないですか。

三浦 私の方では一人おりました、家へ置いて出ますので、兄の方が盗みをして少年鑑別所に行っています。そしてまた次の子供がそれをやるんです。今二人とも鑑別所に行っておりますが、学校としても一人だけ見ているわけにもいかないようです。何とかしてあげたいと思っても力が及ばせん。

櫻井 そういう子の保護者と話し合いをなさいますか。お母さんたちが非常に無関心だということをききますが……

三浦 非常に気にかけておりますけれども、親分のためには休みでも働かなければいけない、その家でよく働けば、着物の一枚くらいはよけいに買ってもらえるというわけで、休みを返上して掃除なんかしているのです。せいで、月一回映画を見に行く程度です。

特に私、長欠就労児童の実態調査をしまして、家庭や就労先を訪問してみたら、殆んどそういう状態でございまして、これらの子供は貧乏なので口減らしのために親戚とか遠縁とか、全然他人のところに、そういうところへ行っております。

そので恩恵的に処理されている。だから賃金をよこせなどとは云えないわけで、ほんとうにあてがいが扶持で働いているのです。ですから、長欠就労児にちょっと年のいったくらいの子供は、子守や炊事に使われ、使い走りさせられ、なおかつ機屋の仕事させられるといった状態で、雑役に機屋の本業がひっかかっていて、いから、実際の労働時間はせいぶん長いわけなんです。それでも基準法違反とか、いやな顔もせず文句も言わないで、言わぬ顔で働いているというの、山梨の、特に郡内地方の機屋に働いている年少者の実態でございます。

司会 そういう場合、協働員として努力された点とか、解決した例でもありませんか……

藤井 雇用主のところへ就労させるように頼みに行ったり、給与の面もめんどろみでもらいたいということで、地区の

ども、先ほど申しましたように、食べること追われているんですね。主人が四人の子供を置いて、おん出たりしているような気の毒な人もございます。

◇ 下部まで浸透させるには

大沼 さっき言い足りなかったんですけれど、婦人問題研究会のグループの人たちは大抵リリーダークラスの人ですから、研究会で話したことを自分の地域に帰って、地域のサークルやグループで話しあうことを考えなければいけないんじゃないかということを話しました。たとえば、自分の地域に二十人か三十人くらいのお母さんのグループをつくって、研究会で話したテーマについて話しあう。あるいは音楽の趣味を持っていて、人たちが音楽サークルをつくる。か、PTAの中に社会学的なものを作る。そうしたら、それがほんとうに大きな実践力になって広がっていきます。

司会 研究会へ出た方が、今度は自分の地域へ戻って、周辺で地域活動をするということですね。

大沼 地域婦人会には大きいのがありますけれども、大きすぎますので、下部まで浸透しないんです。ややもすると幹部だけのものになりやすい。そういう点で十分不満があるのですが、それがまた幹部に浸透しない。下部から盛りあがるようにするのはやっぱり婦人自体でなければならぬのですから、下部にいる

民生委員や警察関係、監督署などと連絡をとり、一、二成果をあげております。司会 柏木さん、東京はいかがですか。

◇ 東京の年少労働の特殊性と成功した例

柏木(東京) 東京では、都の教育委員会の調査によりますと、三十三年度の小学校、中学校の長欠児童は一万六千二百五十六人で、このうち就労している児童は六百九十七人おります。東京の貧困家庭といえ、地方の貧困家庭以上に、めな生活をしている家庭があまりまして、就労している児童の大半は働かなければ生活できない実情にあります。

今、東京で新聞配達している年少労働者の数は一万三千人おりますが、二、三年前から、労働基準法に規定する使用許可申請の問題を取りあげ、婦人少年協会の東京支部が使用許可申請書を印刷して、各新聞専売所に配布して、法に規定する手続きを経たから使用するように働きかけましたので、かなり成果が上がったわけでございます。基準法の規制する就労時間を含めて七時間を超えて働かしてはならないということが、これによって、雇用者にならざるを得ないで考えられるわけなんです。新聞配達につきましては、東京では一昨年、新聞専売所の店主や新聞社の協力を得て、主として協働員が中心となり、「新聞を配る少年保護育

るなサークルやグループを独自に持つてそこでおのおのが活動する。現在、婦人問題研究会の会員は二十五人くらいで、あと募集していませんが、汽車に乗って出てくる人もありますから、割合に広い範囲にわたって活動ができるといっていいです。これがこの会の成功だと思っております。下部まで浸透させる実践をする意欲を婦人につかち、励ましてあげようということが、われわれの大きな、大切な問題であると、痛感しております。

司会 山形県は婦人団体の活動は非常に活発なんですか。

大沼 活発ですが、米沢市だけで会員が七千人もありますから、大きすぎて下部までなかなか浸透しないんです。

三浦 どこでも大体そういう形で、果の連合会長がピラミッドの頂点におりまして、その下に地域がある。地域婦人会の一番下の組織は五、六人から十人くらい、の会員に一人のリーダーがいます。地域があり、部落があり、小さな町会がありというように組織が充実していますので、よく利用されます。

大沼 下部をがっしり補ってやらないと、婦人組織は充実しないですね。

◇ 月一回の休日がせいぜい

——機屋に働く年少者——

司会 だいたい婦人団体の問題が生まれたので、この辺で年少者の問題に移りたいと思います。大沼さんのお話に非常に

低賃金だということが出ましたが、年少者についても同じようなことございませうし、また福祉の面等につきましても昨年来、労働省では中小企業に働く年少者に対して週休制、定休日など、大きな国民運動にまで盛り上げて奨励してまいりました。それに従いまして余暇の善用ということも大切になり、その施設などについても力を入れておりますので、それらの点につきまして、山梨の藤井さん、いかがでしょうか。

藤井(山梨) 私の方の地域で特に取りあげたい問題は、紡績業の年少労働者でございます。紡績業に働く労働者の半数は年少労働者で、非常に賃金が低く、月千円から二千円、多くて三千円くらいです。それに労働契約の問題からみまして、親が契約して子供は何も知らない、雇主は親に直接送りして知らん顔をしているという状態です。

それから労働時間が非常に長うございまして、大抵、七時から十九時まで(十二時間)くらいは目に見えています。が、実際には朝の六時ごろから、夜二十一時、二十二時ごろまでやっておるような状態でございまして。

休日は月二回という申し合わせで、電休日を二日設けてやっていますが、実際は月一回がせいぜいで、とても週休制はできません。それに、はっきりした労働契約が結ばれておらず、昔ながらの身分関係が先行しているような状態でして、

成の会」というのを編成し、また、新聞を配る少年の編成を作りました。これは新聞配達を奨励する意味ではなく、おとなが寝ているうちにその日の新聞がとどけられることに對する感謝の気持ちを表わしたものでございます。

次に牛乳配達少年もありまして、これは相当な重量物を取り扱いますので、問題があります。また野球場のナイターに使われるグラウンドボーイは深夜業の問題があるのじゃないかというので取りあげたことがあります。東京では三、四名くらいで、ナイターは十時以前に終るということで、たいしたことではないことがわかりました。そのほか、近在にある東雲ゴルフ場のゴルフキャディーが年少労働者の重量物の取扱いの面で相当問題があるのじゃないかと思ひます。

東京の特殊事情として取あげたいことは、長欠児童の大半は昼間働き、夜間中学に入っていることとあります。夜間中学は教育基本法では認められておりませんが、現在、大田区、葛飾区、足立区、世田谷区、荒川区、墨田区、八王子市、立川市に各一校計八校ありまして、約千五百人が入学しています。

私が長欠児童の就労防止と保護の問題で扱ったケースは四つほどございます。一つはボール箱製造の会社で、紙器工業ですが、この会社に年少労働者が働いているというのをききまして、社長に面会して伺いましたところ、この春中学校

科担任としてそのクラスに出るので、横の連絡が不十分になるのです。それから長欠の子を、学級委員とか、近くの二、三の子が必ず迎えて連れてくるのは成果があるようで、先生方もそういう手を使っている方が多いですね。夜間中学というのは認められないのですか。

司会 公式のものじゃないですね。数年前から問題になっていますが、むしろ新しい問題ですね。

大沼 私は戦後米沢の一中にいましたとき、長欠が二十人くらいいましたので、一週一度の学校を開きました。実際貧困で、その子供の労働をあてにしているのですから、学校に行けないわけ、週一回なら学校によこしてくれのです。半年くらい続けましたかしら。

司会 心身のかたまりない子供に昼間働かせて、夜、学校へやるということ、制度化することは、文部省としてはできないでしょうね。

それでは次に年少者の福祉の問題に入りたいと思いますが、御経緯をどうぞ。

◇ 年少者の福祉のための活動

坂口 私の町に、商店会の従業員の方たちが自主的につくった「わかき会」という会がございます。この会は年齢には制限がなく、会員は現在約五十名で、商店や中小企業に働く人たちが、自分自身の地位を高めたい、向上したいということを目ざしています。定例の集まりが毎月一回くらいありまして、レコード

コンサートやレクリエーションなどをします。山の中で、徒弟制度的な観念が労働者にも強いところを、幹部の会合のとき私も出席させていただいて、年少者の雇用条件などききまして、「わかき会」に入るといって、どうも雇用主からならまれるから、ここでは職場の苦情や不満は云わないことに申し合わせができていたと、そういう話は出ませんでした。「わかき会」に勧誘しても、雇用主には話せないし、会合の通知なども雇用主が握りつぶして本人は全然知らないというような状態で、入りたくても入れないという声があります。これをどうしたらよいか、今、問題になっているわけでございます。

それから定休日第一と第三の日曜に全商店が実施しておりますが、新聞記者の話をよみますと、バーなどに入って、飲めないし、うちゅうをあつらえて、どうしたらうまく飲めるかというような相談をしているというのです（笑）。つまり、余暇の善用をもっと考えてやらなければと思ひまして、今、商工会議所の方とお話しております。遠い所から来ている方は日帰りで家へ帰るのは無理です。郡内から来ている方でも三百円もかかるという地域ですから、何とか方法を考えましょ。町の青年会に入ってきたても中学校しか出ていないし、そこで生まれた人ではないから、どうも劣等感を感じだくということで、わかき会でも会

で、弟も自分の会社で働かせようということになり、兄弟二人元気で働いております。これなどは成功した例でございます。

その中で共通した問題は片親がないとか貧困家庭であるとかいうことで、これらの家庭は荒川、足立などのスラム街に多いため、地域社会の協力を得られないので、いっそう救われたいわけですね。このような問題はもろもろ困難によらなければならぬことですが、協働員（婦人）で、石けんクレンジングの会社を経営している方が、この問題に非常に熱心でございまして、そうした貧困家庭の子を優先的に採用してはいますが、大変よい成果を収めています。また、下の弟妹の就学補助も促進しているというところでございまして、このように地域社会が協力すれば、こうした問題もかなり是正されるのではないかと思います。

◇ 長欠児と学校側の協力の問題

司会 柏木さんのレポートに学校がなかなか情報を知らしてくれないと書いておられましたが、どういう例ですか。

柏木 昨年、局から最低年齢未満の長欠就労児童対策要項が出ましたとき、私も近くの学校二、三に当たって調べてみましたが、長欠就労児が相当多数おられるにもかかわらず、いらないということでした。これは、子供の出席を促進することは、先生の一つの義務でもありますから、対外的に長欠児が多いということが広まる

でございまして、このほかにも地域的、集団的な集まりが行なわれる予定です。

藤井 山梨でも児童が骨を折られて昨年甲府の商店会の年少者を集め、バス二台くらい借り切って、一日の行楽をやったり、職場でコースの会などとしております。映画の割引も昨年から会員証を発行しております。

三浦 島根でも商店青年会をつくって休日の善用につとめております。また、以前から「杉の子会」という会があって県内の働く年少者の文書を交換して雑談をつくり、回覧していますが、なかなかいいものが出ております。

坂井 宮崎では地域ごとに年少者と雇用主との座談会をしています。午前中は年少者と基準局、市当局、福祉事務所長などの話しあい、午後は雇用主と関係者の話しあいを持ちます。子供の声としてスポーツの希望が多いのです。今、学校を貸していたらよく、市当局の方と話しあっております。

坂口 私の方では公民館を無償で借りてやっております。

司会 いろいろ貴重なお話を伺いましたが、まだ局への御要望などもございまして、時間がございませぬので、来年度の予算で、さらに協働員の増員を要求しておりますこと、また金銭にもう少し活動しやすい予算内容に努力いたしておりますことを、つけ加えまして、この座談会を終りたいと存じます。

を卒業したというふれとみで採用したところ、年齢証明書を備えつけるために調査したところ、中学二年の正月から学校を休んで、現在は中学三年生だということとがわかり、困っているということでした。紙器工業は、許可申請を出しても、基準法によって年少者には許可になりませんので、基準法に規定する平均賃金の三分の一を支払って、すぐ解雇してほしい。それからできれば、義務教育を終了したら再雇用してほしいということとを約束してもらって、本人を親元へ返してもらいまして、この子の家庭は、父親が他の女性と別に家庭を持ち、母親一人で四人の子供を育ててきたのです。総領の息子は中学を卒業して、すでに近くの工場に働いている。母親も掃除婦として働き、二人でわずかな収入を得て暮らしているのですが、よく事情を二人に話したところ、当時十八才だった兄も、と

りあえず中学校だけでも卒業させますと承知してくれ、母親と兄の理解で学校へ行き始めましたが、それから一か月ぐらしまいました。それで引続き学校へ行くことができなくなり、昼間オルゴールを作る会社で働き、今お話ししました夜間中学に席をおくことになり、二人の小さい弟妹をかかえ、兄弟が力をあわせて夜間中学を卒業しました。卒業後、以前の紙器工場に戻る話もありましたが、兄さんが働いている会社の社長が話をきい

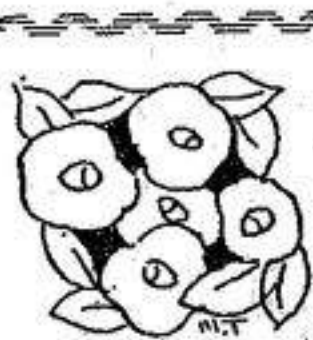
て、弟も自分の会社で働かせようということになり、兄弟二人元気で働いております。これなどは成功した例でございます。

その中で共通した問題は片親がないとか貧困家庭であるとかいうことで、これらの家庭は荒川、足立などのスラム街に多いため、地域社会の協力を得られないので、いっそう救われたいわけですね。このような問題はもろもろ困難によらなければならぬことですが、協働員（婦人）で、石けんクレンジングの会社を経営している方が、この問題に非常に熱心でございまして、そうした貧困家庭の子を優先的に採用してはいますが、大変よい成果を収めています。また、下の弟妹の就学補助も促進しているというところでございまして、このように地域社会が協力すれば、こうした問題もかなり是正されるのではないかと思います。

ことをおそれて、あまり積極的に答えてくれない先生があるのです。

三浦 私の方でもありますが、藤井 私も実際にぶつかりましたが、大沼先生がいられるので何ですが……（笑）。小中学校はクラス担任がはっきりきまっておるので問題が少のうございまして、中学校は単位ごとに先生が違います。担任はきまっていますし、うが、小学校ほどははっきりしていない。それで、一か月以上長欠しても先生が督促に行かない。これが一つの原因ではないか。それから長欠児童の対策に当る先生はおられるが、各学年、各クラスにわたって全部の監督はできない、それで手が抜けるわけですね。もう一つは先生方の間の連絡がとれていないので、折衝通学するようにしても、普通の生徒と同じように容赦なく扱ってしまうので、また行くのがいやになってしまふわけです。PTAの会費とかその他の費用でも保護世帯の人は免除されるはずなのに、先生がうっかり「どうして持っていない」と言ってしまうと、間が狭くなって、いけなくなってしまうんですね。それで私は、近所の子供に頼みまして、二、三人でグループをつくって、誘いに行ってもらう。こうして学校まで押し出すんですね。先生が御指導下さって、こういうグループを作るのがよいのではないのでしょうか。

大沼 藤井さんの仰せのとおりで、クラス担任もあるのですが、その先生も教



中小企業に働く婦人の福祉センター

伊藤 修二郎
(静岡県婦人少年室協力員)

私の住んでる町では、公民館活動の中に婦人部を置き、重点をリーダー養成において、その連絡協議会を持ち、効果を上げています。先年も十八才の娘が売春婦に転落寸前に、このリーダーからの知らせで、婦人少年室、役場の厚生課、警察の協力を受けて、救うことができました。各町村にも、ぜひこの組織を持つよう望みます。

静岡県西部の天竜川以東三市三郡にわたる地域に、広幅織機で綿織物も大企業と比べると実に低く、それの別珍コール天を製造している約八百の織布工場があります。ここで働く従業員は約五、〇〇〇名ほどです。うち約四、〇〇〇名が女子従業員で織布工として働いています。この地方の別珍コール天生産は、全国の約七〇%をしめていますが、これらの工場の規模は比較的小規模のものが多く(第一巻)、従って一工場に働く従業員の数も少数で(第二巻)、中小企業・零細企業の悩みをたが、それらはいずれも大企業では常感に感じさせられています。ここで現実に行われていることですが、

第1表 規模別工場数及び台数

設備台数別	工場数	登録機台数	工場台数	率
1台〜8台	365	2620	46.0%	22.4%
9台〜20台	325	4676	40.9	39.9
21台〜30台	48	1176	6.1	10.0
31台〜50台	40	1560	5.0	13.3
51台〜100台	9	591	1.1	5.0
101台〜200台	6	881	0.8	7.5
201台以上	1	226	0.1	1.9
合 計	794	11730	100 %	100 %

第2表 規模別工場数、従業員数
(昭和34年4月)

規 模 別	工場数	労働者数				従業員数	備 考
		男	女	年少	計		
従業員 100名以上	3	104	260	75	439	530	家族従業員は含まず
" 30名〜99名	7	99	209	54	362	638	
" 10名〜29名	54	175	609	85	869	2,045	
" 5名〜9名	114	151	531	40	722	2,309	
" 1名〜4名	362	89	646	34	769	4,005	
合 計	540	618	2,265	288	3,161	9,527	

(天竜川織物工業協同組合)

中小企業、特に零細工場では、資金的にも、規模的にも実行不可能なことが多く、こうしたものかと思案したので、出席者の意見を総合した結果、八百の織布工場を組合員とする天竜川織物工業協同組合で従業員のための会館を建設して、その中に各種の福祉施設を設ければ工場に希望を入れることができる、一工場ではなかなかできないことも、皆の力を合わせれば、立派なものができる、婦人労働者の福利を増進することができるとはいえないかということになり、この会は大変有意義に終りました。その後、この会館問題は天竜川織物工業協同組合が、つまらぬ世間の人は山ほどあります。先祖からの家柄や、新しい結婚観は理屈では賛成していても、なかなか実行にはふみ切れません。使わない道具からテレビまで、なるべく量多く持たせよう。電気洗濯機も電気代がかさむと、姑に文句を云われ、使わないで置いてあるのをよく見ます。人生相談の投稿者は九割が女で、自分の不幸はかならず第三者によってかもし出されたもので、決して自身の責任でないというのが圧倒的である、残念ながら女は馬鹿だと、福島女子さんが書いておりました。旧女性教育、残っている因習、その中からどうやって幸福になりたいかと投稿できる勇気のある人は上々の方です。消極的なあきらめや自己犠牲はやめて、みんなの婦人が幸福になりたいと考え、その生活を改革する力を持つようするには、どうしたらよいでしょうか。社会教育活動もその方法を変えて、参加者の困っていること、悩んでいることを引き出す親身な助言者による話し合いの場を多く持つべきでしょう。内輪の悩みを気安に話せるには、小さいグループに信頼できるリーダーが必要ですが、今のところその数が少なく困っております。



協助力レポートから

婦人問題

壁の中の婦人たち

柳田 波奈子
(愛知県婦人少年室協力員)

日本の婦人も解放されて十年余に時、姑や夫は、里に帰って治療せよもなりました。その自殺率は世界一位になっていきます。その原因は貧困・病弱・意志薄弱・対人関係などで、第三者から見れば、なにも死なずともよいのにと云える場合が多いようです。しかし、その当人にしてみれば、幾度も泣き、苦しみ、迷い、その果に自殺したことでしょう。ここに一人の主婦の自殺者の事例を出してみます。

中流上位の農家の主婦三十六才、子供三人、六十二才の姑、気のやさしそうな夫の六人家族で、他人から見ればなに不足ない平和な家庭でした。経済面は姑と夫がにぎり、盆正月に二千元ずつ渡されていただけでした。不足分は里から援助を受け暮してきた様子です。二年前から助腹・胃痛と病弱になり、医療費もかさみ、野良仕事もできなくなった

ここに一人の主婦の自殺者の事例を出してみます。この主婦は、ついに去年の祭礼の日、誰も畑に出ない日をねらい、蜜柑畑で農薬自殺をしました。夫で質素で従順で、よく働いていればこそ、どうやら年一回か二回の婦人会の観光バス旅行には、「世間のため」に出してくるのです。が、ちょっと長びく病気にでもなれば、休養も許されず、金も出して貰えず、自殺しなければならぬので、よし自殺はしなくともその寸前

の人は山ほどあります。弱くて家のためにならない嫁だと云われないように、里から金を貰い内証で薬を飲んでる人をたくさん知っています。二、三年前の調査で千人中半数以上の人が、年二、三回小使銭を貰い、不足分は里から援助されて暮していることがわかりました。五十過ぎても姑が生きていれば、「よめ」と呼ばれていますから、その壁の中の暮し方は想像できるわけです。農業は機械化され、台所はタイル張りになり、モデル台所で見学者のある程の家も、他人に見えない「よめ」の幸福は昔のまま置き忘れられています。荷車がオート三輪に変わっても、まだまだ、あの悲しい荷車の歌は続いています。農家の主婦が未亡人になった場合、夫の兄弟があれば、姑達の愛情も財産もそちらに移動して、財産権もなく、居候が無給の女中と同境遇に落とされます。姑のない場合、親類縁者が厳しく監視して、準禁治産者同様に、困っても金は貸さず田畑の一部でも売れば、先祖の土地を自由にすると、夫の死後に離婚される人もあります。

私の職業

⑤

芸術家

「私の職業」は本号で一まず打ち切る事になった。最終回にあたって「芸術家」を選んだのは、終りだから、少しはなほなしく花火でもあげるつもりだったのだが、この世界は思ひのほかじみで、しかもあの道のようなものである。美術や文学にたずさわっている人の数は多いが、これだけで生活している人の数は実に少ない。結局、芸術は、精神の糧を得るために、自らの持つすべてをこれに注ぎこむものであって、これから生活の物質的糧を引き出すという性質のものではないらしい。だからむしろ収入は、その副産物であって、その点からは、純粹な職業とは云えないかもしれない。しかし、ラジオ・テレビ・商業デザインと、マスコミの波に乗れば、職業として成り立つ面も多いであろう。但し、それを芸術とどうマッチさせ、割切っていくかが、一つのポイントとなる。

編集部

ジャーナリズム

との相克

小説を書く者の苦しみと喜び

大原 富枝

小説を書きはじめ何年になるかとひとにきかれるたび、自分でも改めてそれを知って驚いてしまう。しかし、いったい何時から自分は小説を書く人間になったか、ということとはひどくあいまいだ。考えようによっては私はまだ自分にそれを認めていない、とさえいえる。会社員などところがっていつ小説かきになったかという何年何月何日はわからないし、芸術の仕事（と大きくてみて）はいつになっても満足のいく性質の仕事ではないから、小説らしきものを書きはじめてからはもうずいぶん長いのに、自分

でこれが小説だと考えている仕事は幾つもないともいえるのだ。

こんな困難な仕事をなぜ選んだのか、自ら選ばなければ誰かそれを私に強いはしなかったはずである。しかも私には選んだというような積極的な記憶がない。大変自然発生的だった。というのは、私は十九のとき略血にはじまる長い病床生活にはいつたので、毎年四月がくると略血をくり返すような生活の中で、私はそのときの私にできることをしたのだといえる。短歌、詩、短文、短篇小説、と二応文学少女のたどる道筋を歩いているが、これは体のゆるす状況とも関係があり、年齢とも関係がある。

私は病気が快くなり、体力ができるにつれて複雑な文学の形式に移っていったわけであつたし、年齢が進むにつれて、いいたいことが短かい形式から散文へと移らせたのだともいえる。これはしかし、私に才能があつたのではない、人間には殊に思春期には自己表現の欲望が

つよく、誰でもいいことをもっている。それは文学などではなく、機械工作や物理実験であつてもいいのだ。私にはそのときの状態でそれが一番容易だったからそうしたのであつた。ほんとうは私はピアノが好きだった。しかしこれは、数学的頭脳が弱いので駄目だということにわかつていた。音楽（殊に器楽）は数学的にすぐれた頭脳を要求するものだ。

昭和十年ごろ、私は小説らしいものを書きはじめ、十二年だったかに五十枚くらいのものが芥川賞の候補になった。有力候補でもなかったが、しかし、それはどうやら小説になりかかっていて、私自身も愛着があり、そのときから小説をかきたいという気持になったようだ。

学校（女子師範）を中退して何の資格もなく、まともに働くことも体力的に無理だった。生家が破産して自力で生きなければならなくなつたとき、はじめて真剣になった。当時現在の中央公論と並ぶ総合雑誌であつた「改造」に小説募集がでていて、それに応募したのが昭和十八年。その八月号に三人の入選者の一人として作品が最初に掲載された。

そのときから私の文筆業者としての生活が何となく続いている。勿論戦争の最中に出発して忽ち中断状態になったりしたので、決して幸福な出発でもなかったし、敗戦後はまた怒濤のようなジャーナリズムの波に乗るような資質も才能も持たない私は、怠けているつもりではないけれど、決して勤勉な作家でもない。

この仕事はジャーナリズムに稀ることなしに

私の職業——芸術家

は成り立たないものであり、苦しみもそこにある。（あるいは喜びも？）ジャーナリズムというのは、いつも変化と新しさを求めている。芸術というものもまた、つねに新鮮な驚異を含んでいなければならない。しかし、両者の新しさというのは必ずしも一致するものではないのだ。音楽や画や詩に比べると一番非芸術の小説にさえ、ついてゆけない非芸術的な性質がジャーナリズムにはある。しかも現実の問題としてジャーナリズムに乗ることによって作家の仕事は伸びてゆくものもある。反対に駄目になる場合も数多く私たちは見えてきている。現代の作家生活（職業として見た場合）の困難さはここにある。しかも、どんなに才能に恵まれな作家にしろ、作家という仕事の性質は、多かれ少なかれ、人間というものについての思想の悩みなくしては成り立たない。どんなつまらない作品もそこにふれることなしには、なり立たない。婦人の職業としてのこの仕事は、女であるための不自由さは他の職業に比べて少ないと思う。結局はその資質と才能が決定する問題なのだ。しかし婦人作家共通の欠点としては、いくつかあげられると思う。例えばサンボリズムの作家は女にはない。婦人共通の思考の浅さもある。しかし男の作家が必ずしもすぐれているとは思わない。他の分野とちがってきつとこの分野でも婦人は男性を追い抜いてゆく部面があると信じてはいる。しかしその資質の私を私はあげてみることはまだできないと思う。すべては未来にかかっている。

画家の生活

富山 妙子

私は子供の頃から絵が好きでしたから、絵かきになりたいと思ひ女子美術に入りました。二十年ほどまえのことです。だが、その頃は戦争の前夜で、次第に物資も自由もなくなり、青春らしきものをかすめとおつただけで戦争となりました。ですから絵かきになる希望など吹き飛んで、命を守ることが唯一つの願ひとなつてしまったのです。

戦争が終わったとき、私の生活は全く破壊されました。リニックスサック一つで引揚げた親たちは、最後の力を出して事業を始めましたが失敗し、また結婚していた夫は虚脱し、幼い二人の子供は、營養失調で、やせ細っていました。

「なんとしても金がほしい。私がやるより仕方がない」それが絵で生活する第一歩であつたのです。しかし画家の卵ですから、どうして食べべたものか見当がつかせませんが、無理だとか不可能だとかいつて引き下つたのでは飢死するより他はないのです。窮鼠猫をかむというのでしょいか、知人のところへたのみこんで絵かきで出来る仕事を探しました。

女性むきのアクセサリを作ってみたり、絵を教えたり、さしえを書いたり、何でもやる多

角極端です。戦後のインフレーションの中で生きる日本人はみなそうだったと思ひますが、ありつたけの力で、人間並みの生活を再建することが第一の目標となりました。当時の私は家もなく、家財もなく、着るものもない、どん底の難民のような生活であつたからです。

五年ほど立つたとき、やっと人並みの生活に近づきました。時代も落ち着いたので絵を買ってくれる人もありました。そこで女性的な蝶や花の絵を描いていけば、別な生き方もあつたでしょう。また妻の座に専念できたら事情は変つたでしょう。仕事と結婚との両立をやりとげる自信がなくなつて離婚してしまいました。

ある年ふとしたとき、やっとな山に旅行しました。そこで人間の生産が自然を愛してゆく雄大な風景をみて、私はひどく感動してしまいました。命がけで働く坑夫の人たち、生産の偉大さ、それらを一生かけて描いてみたいと思ひ始めたのです。また初めからやり直すのと同様な開拓となりました。富山の絵を応接間に掛けようというのはよほど変つた人です。それに北海道や九州のヤマを廻る費用など思ひも及ばぬことです。が、窮すれば通ずるというのでしよう。炭鉱のルポルタージュで費用を作ることを思ひつきました。また各地で個展を開いて富山会社に呼びかけました。ところが会社のPRの絵を描くわけではありせんから、思うようにはゆきません。家族は危険な坑内に入つたりすることに反対しますし、むずかしいことがいろいろ起こつてきました。しかしどんなに困難でもや

私の職業——芸術家

りぬこうと思うと、少しづつ道は開けるものです。それから八年間、どうにか家族が生活しているところをみると、人生とはそう悲観的なものでもないと思われてきます。けれどもやっとながら始めた。その試練をどうして乗り切るかは、これから先の問題となっています。こうしたことが、私の絵で生活するようになってからのあゆみですが、一般的な画家の生活とは多少違った面もあることでしょう。

ある美術記者が、絵かきが暮していることは現代の七不思議の一つだといいました。それくらい画家という職業は特殊すぎて、将来性とか一般性とかいう点で、他の職業のようなわけにはゆきません。第一に個人によって違いますし、その画家の才能により、思想内容によって生き方が違ってきます。

こうしたことは文学でも同じでしょうが、商業的作品が書けるか、文学作品しか書かないかによって、生活が違ってしまいます。両方やれば良いではないか、と思われるでしょうが、そこがむずかしいことで、中途半端性は、どちらもだめにしてしまう結果が多いのです。絵は金儲けを対象としてはできませんし、といって食べられなければ絵も描けない、この矛盾したことを、どのようにバランスをとってゆくか、困難な問題があります。絵を描くのに苦勞して、さらに売るのに苦勞をする、これが資本主義社会の絵かきの悲しい運命のようです。ところがアルバイトで十万円近い収入をあげている画家

が、しみじみと、金は入ったが、芸術を失った空虚を訴えています。美の神ミューズは、愛しぬき捧げつくさないと、やさしい微笑を送ってくれないように思われます。だからこの仕事を選ぶには絵を描くことへのみ生甲斐を見出す人、そして才能は一種のパスポートにすぎなくて、努力と意志力が、何よりも大切だといえるのではないのでしょうか。女性が画家を志すことは現代では、甘やかされる別な危険性がある中で、慎重に考えなければならぬ点があるように思われます。若さがなくなったとき、最後には、人間性と仕事で勝負をしなければならぬからです。

昨年、私の所属している自由美術家協会の百人の画家を対象として行なわれた生活調査のデータをもとに、自分も含めて家族四・五人で「生活平均水準、収入最高十万円、最低一万円、月収二万八千円。収入最高十万円、最低一万円」A 絵を売って生活している者 一五% B 教員または勤人 四〇% C 自宅、または出張で絵を教える 一五% D 商業美術、出版、映画、テレビ 二〇% E その他(肉休労働、奥さんの収入等) 一〇% 約半数の人は収入が一定せず、たえず生活が不安定である。」

このようにアンケートの結果が出ています。そして食うことと、自分の仕事との連がりに苦しむ、これが日本の画家のほとんどの悩みでありましょう。

新劇俳優としての体験から

山本安英

私が俳優として舞台に立ったのは、日本の新劇運動が第一歩を踏み出したとも云える大正十三年、東京に築地小劇場ができて第一回公演が行なわれたときです。しかし実をいうと、私の初舞台はさらに三年遡った大正十年、帝劇で小山内薫先生並びに演出で、市川左團次一座が上演した「第一の世界」です。これは私にとってこの上もない幸運な出発でした。



築地小劇場公演、夜の猿(どん底)のナターシャに扮した筆者(大正十三年)

から話術や声の出し方、身振りなどを学ぶということが大切で、私たちはそういう方法で演技を学び、既成の演劇の型をまねるということになるべく避けるようにしました。

このようにして修業し、やっと一人前の俳優になっても、新劇の道は職業としては、少なくとも現在の日本では、あまり安定したものとは云えませんが、また一人前になるまでの道も決して楽なものではありません。俳優になる道が苦しいものであること、特に日本で新しい演劇を築いていくことは大変困難であることは、今の若い方たちもよく知っているようですが、それにもかかわらず、俳優になりたいという人はふえる一方で、私のところへも全国からたくさん希望者が手紙を寄せられ、また、直接訪問して来られます。そういう方たちにお会いしていつも感じることは、ただ覚悟だけではどうにもならないということです。親が反対しているけれど、家が貧乏だけれど、体はあまり丈夫ではないけれど、でも負けない情熱と決意をもっているからというようによくききます。

条件として重く見えています。私の所属している「おどろの会」についていえば、五百人くらいの希望者の中から、一応可能性があると思える人を五、六人選び、一定の訓練期間を経て、さらにいくつかの試験をして、その中から会員に推薦します。最近ではマスコミ時代で、幸運をつかむチャンスもありますが、それはごく稀な例で、あまり安易に考えることは危険です。

俳優になるための訓練は、肉体的な基礎訓練はなるべく早い方がよく、四、五歳のころから体が柔軟に動くような訓練、体操や舞踊、また発声練習などします。一方、新劇の場合は特に深い教養が必要で、この点では、大学程度の教養が望まれます。現在は俳優学校や劇団の養成所などがありますから、そういうところに入って才能を試すこともできます。外国には演劇教師という職業もあって、舞台には立たないで、演技指導をしている人がありますが、日本にもそういう職業がだんだんできるのではないのでしょうか。これからは日本でも、人材がむだにならないうように科学的に才能を試す機関やまた美術や音楽と同じように国立の養成学校ができなければならぬと思います。

日本の新劇俳優で、現在、舞台だけで生活できる人はほとんどなく、大部分の人がラジオ・テレビ・映画などで生活費を得ていますが、そういう場合も、自分がやりたい芝居をしっかりとつかみ、自分に適した作品を書いてくれる作家と協力して、自分のレパートリーをもって、マスコミに参加することが大事だと思います。

私の職業——芸術家

思うようになりませんでした。そのような急転を抱いて過していったある日、偶然見た新聞広告で市川左團次さんが現代劇女優養成所の生徒を募集しているのを知りました。そこで早速応募し、多数の中から五人が選ばれ、私もその一人に入ることができました。そのとき試験に立ち会われたのが小山内先生と土方与志先生で、私のこの道での最初の出会いが、新劇の育ての親ともいえるべきこの二人であったことは何といっても、私が新劇の道に進む上に大きな幸であったと云えましょう。

当時はまだ新劇は模索の時代、探求の時代でしたから、先生たちも外国で見てきたものや、書物で研究したものを頼りに、世界の名戯曲を一つずつ実験的に上演して、その実践から学ぶより仕方ありませんでした。私たち俳優にとっても特別な修業の機関はなかったため、芝居をやりながら演技を身につけ、身をもって演劇というものを学んでいきました。

俳優の勉強は現実の社会をみつめ、実在の人

働きのうける
出かせぎ人

⑩ 青森県

桐谷トリ



青森市から二里離れた津軽半島の半農半漁村の懇談会で、ある中年の主婦が「今年は都合が良く嫁も息子も出かせぎに行かず、家族揃って青森のネブタをみに行つた。嫁は私の手をひいてくれるし、息子はお父さんをかばうし、本当におもしろかった(うれしいこと)」と、心暖まり楽しかったことをこんなに話してくれました。

ネブタは八月三日から七日までで、一番大きな夏祭り。短かい夏への郷愁、秋の取入れ、やがてくる冬——と自然のテノボの早さの前に、六日は町中が祭一色に塗りつぶされ、大人も子供も、ラッセル、ラッセルの囀りと太鼓に踊り跳ね、夜の更けるのも忘れています。近郷近在からは、臨時列車やバスを連ねて集まる見物人は八十万を超えるといわれ、年に一度の祭りも、出かせぎや果外就職で家族の団らんがめつたに得られないために、一家の主婦がこんなことに最も大きい喜びを感じたようです。この話で青森県の婦人のおかれていた立場をしみじみと感しました。

青森の婦人労働は、農漁村婦人を除けば、殆んど出かせぎや、季節的労働、行商人だといえましょう。まず農業をみると、全労働人口の五七・三%を占め、農家一戸当り就労者は、男一・一人に対し女一・三九人という比率で、全国産出数量の六〇%以上を占めるリンゴも、反収全国二位にのし上った米作も、多く婦人の肩に掛っています。農家の婦人の労働がつかう、ということもここでもいえることで、昨年の乳児の死亡率が全国一という数字がこれを裏書きしています。

しかし暗い面だけでなく、リンゴ生産過程にあつて最も困難な作業とされている病虫害の防除は、最近スピード・スプレーヤー(大型動力噴霧機)の導入による共同作業で、資材・労働費の削減とともに極めて効果をあげています。また岩手県境で千三百頭の乳牛を持つ酪農部落では最近ミルカー(搾乳器)を導入、乳しぼりの時間は乳牛をひいた主婦や娘たち、

スルメ作りの婦人(下北郡六ヶ所村泊)



つめたさに真赤になった小さな手が心に焼きつきました。これが問題の児童のイカ釣です。関係者の努力でその数は少なくなつてはきましたが、子供でもすぐ一人前に水揚げをするイカ釣は、九・十一と僅か三ヶ月の間に一年の生計費をかさがなければならず、太平洋岸の泊、白糠では、児童の労働にも大きなウェイトがかせられていきます。このほか、男が殆んど出かせぎに出る日本海岸の小泊地区でも人手不足で、児童や婦人の肩にイカ釣の作業がかかっている実情です。忽然と海に出来た町かといふかるほど集油燈をバツとつけたイカ釣船の群、大きなうねり、小魚を追うかめめめめ、条件の悪い船首や船頭で、イカの吐き出す水飛沫をあげてつりあげる真剣な子供

たちの顔。巡視艇でみてまわった洋上の二時間、手も顔も感覚を失つたようにつめた。暖かい布団に伸び伸びと寝かせたい願いで一杯でした。

釣子にはなりたくないという子供、もう少し酒が少なければ、子供を海におろさなくても、ぼつりといった母親、漁師にしたいので必死になつて学校にやうていといるという母、親、永年、貧乏、食、べ、る、た、め、に、は、と、荒い仕事に子供が働くことに抵抗を感じなかつた漁村の主婦も、自分たちの生活をみつめ、考える婦人に変わりつつあるようです。



三月末の就職列車(青森駅ホーム)

二次産業は非常に少なく、就労人口は全国平均二八・九%に比べ、僅か九・九%。婦人が働いている主なものも水産加工・リンゴ加工など季節的で、労働供給果ともいえます。県内に働き場の少ない中・高卒業者たちは、年々求職を求めて県外に出ていきます。今年は約三千五百人(女千五百人)の年少少女が東京・福井・愛知など十四都府県に就職しました。

三月末といつても春の遠い北国のこと、角巻を着たお母さんの雪下駄の音、いがぐり頭、オカッパ、青森名物の長いホームも、若さにみまがっていません。就職列車です。歓声と祈りの中をテープをなびかせ、夢と希望をのせて出発するのです。果でも求人開拓、就職後の指導など、果外就職者のお世話をする人を最近二人東京事務所に配置しました。働き場のない県内にすくんでいるより、思いきって手放す方が子供の幸福という考えがようやく地について来たともいえましょう。

一方、すぐれた子供たちを県内に残したいという願いも強く、労働条件や給料も考えなければという気運が高まってきました。他県に比べて条件の悪い青森の職場も、改善されてゆく明るい見通しもうかがえます。

中高卒の果外就職は別として、毎年四千近い婦人が出かせぎに出ています。主な仕事場は水産加工の北海道、みかんの静岡、農耕の神奈川など。また長野のリンゴの袋掛けもここ二、三年めっきり増えました。今年は長野だけに千人以上も出かけ、おかげで本家本元の青森の袋掛けが差しつかえと人手の調整でひとめあつたほどです。青森に比べて給与は高いし、働きもので受けはよいし、両方相まって出かせぎがうけるわけです。



北海道へ米をはこぶ婦人たち(青森駅)

失対事業で働く婦人も、他県に比べてかなり大きな数字で、出かせぎには年をとり過ぎ、また子持ちの婦人などが、道路作り、ドブさらいとなんでもやっています。モンペ・ズボンなど服装はまちまちでも、頭にはきまつて真白なネッカチーフをかぶり、夏は背の汗の陽除けをかぶって、青森ならではの風景かも知れません。

出かせぎ部落では、男たちが北海道に出かけたあと、女の細腕で一家を支え、行商している婦人も多のです。県内の行商組合加入者は約六千、その三分の二が婦人で、五十台の婦人が多く、中には六十台の老婦人もいます。特異なものは、北海道への米運び。長いホーム、三つの階段、二俵の米を背負う労働は婦人にとつてなかなか大変です。八百円にはなつても運賃五百四十円を引けば僅かに二百六十円ということになります。

季節的労働といえ、水産加工・リンゴ加工など、本県の重要な輸出産品をはじめ、はては国鉄バスのうぐいす娘まで、時期こそちがえ、みんな季節労働者です。若い娘さんは失業保険をもらって花嫁修業。出かせぎと県内の季節労働者を抱えて失業保険の給付額はかさみ、赤字財政です。雪で半年つぶされる苦しみは、青森の宿命とも思われます。

水産加工はさておき、本県特産のリンゴ加工は、三十七工場に、千五百人が働いています。年間七百二十万箱のリンゴを加工出来る能力を持っています。販売路のびなやみ、昨年は百三万箱、今年は、百三十万箱をめざしています。ソリットバック、焼リンゴは、米国の他に輸出され好評です。加工業界が団結し、技術の向上と販路の拡張に努めており、ここに婦人の働く場の広がりがみられようとして

茨城県モデル地区の主婦たち
労働省婦人少年局を訪問

上の内地区は昨年十一月から生活指導が始められ、最初専任協助員の石垣さんが一年間の学習計画を作り、それによって勉強を進めている。勉強する場所として社宅の集会場を使うことになったが、何分にもきたなかつたので、会社にたのんでたみもかえてもらい、主婦たちが掃除し、花まで生け、まわりもあかるいペンキで塗り、気持ちよく勉強できるようにした。

の一人一人が大妻一生けんめいで、お互いに戸棚の中や台所の道具など見せあって、整理の仕方や便利な配置など研究している。

専任協助員の石垣さんは婦人会長の経験者で、集まりのある前日には、一人も休まないようにと各戸を誘ってまわるので集まりが大変よい。また、会のあとでは報告

(青森縣人少年室長)

間することにした。家計簿をつくること
によって、家族の衣食住の実態を見てい
けば、一年後には、これが家庭経済の上
に大きな影響を現わすのではないかと
いうわけである。

この日の社会見学は社会的な教養をま
ず自分の周囲から身につけて、自覚を得
たいということから、まず労働省の訪問
を皮切りに国会、NTVなどを見学する
ことになったのだそうである。今後も身
近かな商店・工場などを見学して見聞を
広め、再び自分の家の経済を振返ってみ
るというようにして、教養を高めていこ
うというのである。

リーダーの石垣さんは、家計は中までのぞくことができないから指導がむずかしい、それで、各戸の子供に十円ずつ渡してその使い方をつけさせ、それを自分たちの家計の反省の材料にするようにし

た、また、このグループは、皆で工夫して作った同じ形式の家計簿に記入しているが、一年後には、皆はつまり家計の予算決算ができるようになることを期待していると、指導の模様を語った。

千算のため徹夜され、それができなかつたことは残念です。この建物は古いので五十人ものお客様では床が抜けるのではないかと心配していましたが、どうやら無事で安心しました。建物は古くても、ここでしている仕事の内容は新しく、皆、正直に誠意をもって大切な仕事をしていきます。」と、ユーモアを交えたあいさつをされた。

続いて各課長から局の仕事についての説明をきき、婦人少年局に対する認識を深めた主婦たちは、再びバスで、次の見学コースに向かった。(A)

はしがき

しかし、このように事業場で働く女子労働者・有夫者が増加するにつれて、一方では女子労働に伴う多くの問題——例えば、就業機会・賃金・昇進・定年・退

定年制度及び退職一時金
制度における男女差の実情

職一時金等における男女差など——が提起され、使用者と労働者との間に、これらの問題をめぐって時には鋭い対立すらひきおこしている状況であり、特に、女子の結婚をめぐる定年あるいは退職一時金に男女差を設けようとする動きは、近時とみに顕在化して世論を賑わせている。

もちろん男子と女子とでは、肉体的、生理的条件が異なるから、労働生活のすべての分野にわたって同一の取扱いをすることが実質的な平等の取扱いを確保することにはならないことはもちろんである。内外の労働保護立法が、女子について、労働時間の制限、深夜業の禁止、坑内労働の禁止、産前産後の一定期間の使用の禁止、危険有害業務への就業制限等の措置を講じている理由もここにある。

のである。ILO条約第百十一号（一九五八年第四回總會採択）「雇用及び職業について」の差別的待遇に関する条約が、「固有の要件に基づく特定の業務について

の差別、除外又は優先は、差別的待遇とみなしてはならない。」と規定しているのもこの趣旨にほかならない。

これはもちろん、定年制度についてもいえることであつて、定年における男女差をすべて不当な差別的取扱ひと断ずることにには議論の余地があり、男女の労働能力の限界から特定の職種について定年に差を設けることが不当だということとは、必ずしも正しくないであらう。しかし、あらゆる職業分野にわたつて男女差を設けることは、特に、女子の定年を著るしく低く定めている場合には妥当でない場合が多いこともまた当然である。

次に、退職一時金制度において結婚・妊娠・出産による退職に特別付加金を加算することは、その事業場における女子の勤続年数の実情等を勘案した使用者の善意による慶祝金である場合もあるであろうが、反面、女子の早期退職による新陳代謝をはかる意圖とみられないわけではなく、男女の平等を確保することと女子労働の実情とが絡み合つてこの問題をむづかしいものにしてゐるのである。

定年制度及び退職一時金制度における男女差の設定は、女子労働にまつわる実
に多くの問題を包蔵しているものである
が、婦人少年局では、これらの問題に対
する検討とは別に、その実情を把握する
ことが緊急の要務であると考え、「昭和

一 一定年制度における男女差の実情

昭和三十三年女子保護実施状況調査は、當時三〇人以上の労働者を使用する労働基準法適用事業場全体に対応するものとして、規模別に任意に抽出した三、七八九事業場について調査したものであるが調査対象事業場のうち定年制度のある事業場は全体の六〇・三％で、これを労働者の協定によるものとそうでないものとにわけると前者が四一・七％、後者が五八・三％となっている。規模別では、三八・三％と九九人の労働者を使用する事業場が五〇・三％、一〇〇人〜四九九人が七九・三％、五〇〇人以上が九六・五％で大規模事業場ほど定年制度が普及しており、その制定形式も、大規模事業場ほど労使間の協定によるものが多い。定年制度の普及率の高い産業としては、電気・

- (1) 関心がない 一〇 三八
(2) 切実な問題として感じない 一〇 一〇
(3) 望ましくはないが、積極的にとりあげる必要はない 一〇 三
(4) あってもさしつかえない 二一 一九
(5) 現在男女差はない、将来男女差を設けることには反対 七 五

(1) 関心がない 一〇 三八
(2) 切実な問題として感じない 一〇 一〇
(3) 望ましくはないが、積極的にとりあげる必要はない 一〇 三
(4) あってもさしつかえない 二一 一九
(5) 現在男女差はない、将来男女差を設けることには反対 七 五

男女差に関する労働者の意見

- (1) 定年制度における男女差に対し、労働者はどのような見解をもっているか。ここでは一〇〇事業場について女子労働者、労働組合役員を中心に一事業場各二名、計二〇〇名（男子七〇名、女子一三〇名）の労働者に意見をきいてみると、
- (1) 関心がない 一〇 三八
(2) 切実な問題として感じない 一〇 一〇
(3) 望ましくはないが、積極的にとりあげる必要はない 一〇 三
(4) あってもさしつかえない 二一 一九
(5) 現在男女差はない、将来男女差を設けることには反対 七 五

- (1) 関心がない 一〇 三八
(2) 切実な問題として感じない 一〇 一〇
(3) 望ましくはないが、積極的にとりあげる必要はない 一〇 三
(4) あってもさしつかえない 二一 一九
(5) 現在男女差はない、将来男女差を設けることには反対 七 五

(1) 関心がない 一〇 三八
(2) 切実な問題として感じない 一〇 一〇
(3) 望ましくはないが、積極的にとりあげる必要はない 一〇 三
(4) あってもさしつかえない 二一 一九
(5) 現在男女差はない、将来男女差を設けることには反対 七 五

男女差に関する労働者の意見

- (1) 定年制度における男女差に対し、労働者はどのような見解をもっているか。ここでは一〇〇事業場について女子労働者、労働組合役員を中心に一事業場各二名、計二〇〇名（男子七〇名、女子一三〇名）の労働者に意見をきいてみると、
- (1) 関心がない 一〇 三八
(2) 切実な問題として感じない 一〇 一〇
(3) 望ましくはないが、積極的にとりあげる必要はない 一〇 三
(4) あってもさしつかえない 二一 一九
(5) 現在男女差はない、将来男女差を設けることには反対 七 五

- (1) 関心がない 一〇 三八
(2) 切実な問題として感じない 一〇 一〇
(3) 望ましくはないが、積極的にとりあげる必要はない 一〇 三
(4) あってもさしつかえない 二一 一九
(5) 現在男女差はない、将来男女差を設けることには反対 七 五

(1) 関心がない 一〇 三八
(2) 切実な問題として感じない 一〇 一〇
(3) 望ましくはないが、積極的にとりあげる必要はない 一〇 三
(4) あってもさしつかえない 二一 一九
(5) 現在男女差はない、将来男女差を設けることには反対 七 五

男女差に関する労働者の意見

- (1) 定年制度における男女差に対し、労働者はどのような見解をもっているか。ここでは一〇〇事業場について女子労働者、労働組合役員を中心に一事業場各二名、計二〇〇名（男子七〇名、女子一三〇名）の労働者に意見をきいてみると、
- (1) 関心がない 一〇 三八
(2) 切実な問題として感じない 一〇 一〇
(3) 望ましくはないが、積極的にとりあげる必要はない 一〇 三
(4) あってもさしつかえない 二一 一九
(5) 現在男女差はない、将来男女差を設けることには反対 七 五

- (1) 関心がない 一〇 三八
(2) 切実な問題として感じない 一〇 一〇
(3) 望ましくはないが、積極的にとりあげる必要はない 一〇 三
(4) あってもさしつかえない 二一 一九
(5) 現在男女差はない、将来男女差を設けることには反対 七 五

(1) 関心がない 一〇 三八
(2) 切実な問題として感じない 一〇 一〇
(3) 望ましくはないが、積極的にとりあげる必要はない 一〇 三
(4) あってもさしつかえない 二一 一九
(5) 現在男女差はない、将来男女差を設けることには反対 七 五

男女差に関する労働者の意見

- (1) 定年制度における男女差に対し、労働者はどのような見解をもっているか。ここでは一〇〇事業場について女子労働者、労働組合役員を中心に一事業場各二名、計二〇〇名（男子七〇名、女子一三〇名）の労働者に意見をきいてみると、
- (1) 関心がない 一〇 三八
(2) 切実な問題として感じない 一〇 一〇
(3) 望ましくはないが、積極的にとりあげる必要はない 一〇 三
(4) あってもさしつかえない 二一 一九
(5) 現在男女差はない、将来男女差を設けることには反対 七 五

第1表 規模別、定年制度の内容別、事業場数

区分	注1)一律	注2)男女別	注3)職能別	注4)階層別	注5)その他	不明
規模						
総数	74.5	16.6	6.6	1.7	1.0	0.3
30人～99人	76.6	16.5	5.3	1.3	1.0	0.3
100人～499人	21.0	16.8	9.0	2.8	1.0	0.2
500人～以上	75.9	16.6	5.4	1.8	0.6	0.3

(定年制度のある事業場=100)
注1) 全労働者に一律に定年を定めているもの
注2) 男女の別だけについて定年が異なるもの
注3) 労働者の職能の別により定年が異なるもの
注4) 労働者の身分の別により定年が異なるもの
注5) 結婚、妊娠、出産をもつて退職させるもの及びその条件で採用するもの

次に、定年制度のある事業場について、その内容を分類してみると、第1表のとおりで、一律定年制が七四・五%と約四分の一をしめ、男女別定年制は一六・六%となっている。職能別定年制、階層別定年制は、現状では、事実上、男女の定年に差を設ける結果になることが多いが、男女別定年制にそれらを加えると二四・九%で全般的約四分の一となる。一律定年制をとる事業場において定年とする年齢をみると、五五歳とするものが八四・六%で圧倒的に多く、六〇歳が一〇・四%でこれについている。

次に、男女別定年制をとる事業場において定年とする年齢をみると、次のとおりで、男子五五歳、女子五〇歳とするものが過半数をしめ、年齢の差では、ほとんど一〇歳以下となっている。

男子五五歳 女子五〇歳 五二・五%
男子五五歳 女子四五歳 一九・七%
男子六〇歳 女子五五歳 五・三%
男子五五歳 女子四〇歳 五・〇%
このほか定年に著しい男女差のある事業場は極めて僅かで、男子六〇歳、女子二五歳が一件（食料品製造業）、男子五五歳、女子三〇歳が一件（卸売業・小売業）、運輸通信業四件、その他二件（男子五五歳、女子三五歳が一件（繊維工業六件、その他五件）であり、これらは定年制度のある事業場に対しては一・〇%弱、調査事業場全体に対しては〇・六%弱と例外的な存在にすぎない。

職能別定年制をとる事業場は一八〇でこの中には男女別定年制を併用している事業場二四が含まれている。また階層別定年制をとる事業場は四八で、このうち男女別定年制を併用しているものは一〇事業場となっている。

最後に、結婚・妊娠又は出産により退職させる制度をとっている事業場は、定年制度のある事業場の〇・五%強、調査事業場全体に対しては〇・四%弱である。

(1) 定年制度の制定、改正
定年制度が最初に制定された時期を一〇〇事業場についてみると

戦後における定年制度の改正は次のとおりで、最近の改正の多いのがめだつ。昭和二〇年（二五年）（六年間）七
昭和二六年（三〇年）（五年間）一〇
昭和三一年以降（約三年半）二四
女子の定年に変更を加えた理由として事業場では、次のように説明している。

(1) 定年を上げた事業場では、
(i) 労働組合、就中女子組合員の要求を受け入れた。
(ii) 社会情勢の変化から女子の定年延長は当然と考へた。
(2) 定年を下げた事業場では
(i) 新陳代謝をはかるために定年を短縮したが男女差を設けた理由は特になく、農村出身の従業員が多く、一度就職すると生涯辞めないもので、能率的に仕事をやり、適当な年齢で後進に道を譲って貰うため定年を下げた。女子の定年を男子のそれより五歳低くしたのは、年齢に労働能力の差を五歳くらいと判断したからである。
(ii) 女子は高年齢になるにつれて、能力・能率とも著しく低下し、然も一方、賃金は組合との交渉で一律に組合員の賃金として決まるのでは、能力は低下しているにも拘らず賃金は上昇することになって企業経営に支障を来す。女子定年の五歳引下げもやむを得ない。然し、優秀な女子のために定年後再雇用をのぞいてはいる。

(iv) 女子は、結婚したら家庭に帰るべきであるから、定年を五五歳から三〇歳に引下げた。
(iii) 男女差に関する使用者の意見
定年に男女差を設けた理由について使用者の意見をきいたところ、概ね次のとおりであった。

(1) 女子は体力的に男子に劣り、特に高

第2表 規模別、退職一時金制度の内容別、事業場数

区分	注1)一律	注2)男女別	注3)職能別	注4)階層別	注5)その他	不明
規模						
総数	76.6	22.4	4.2	0.6	4.4	0.6
30人～99人	81.4	17.3	3.4	0.6	4.5	0.8
100人～499人	72.1	27.5	4.7	0.3	4.1	0.4
500人～以上	50.6	49.2	10.2	2.9	5.4	0.2

(退職一時金制度のある事業場=100)

次に、退職一時金制度のある事業場について、その内容を分類してみると、大規模事業場ほど退職一時金の支給が制度化されている。また、その制定形式でも大規模事業場ほど労働組合の協定によるものが多い。退職一時金制度の普及している産業としては、電気・ガス・水道業の九八・〇%、金融及び保険業の九二・七%などがある。

婦人界のうごき (9月16日~10月15日)

(九月)
十六日 三十三年度の国民寿命調査の結果が厚生省から発表された。これによると、零才のものの平均余命(寿命)は男六五・〇才、女六九・六才で、前年に比べ男は一才、女は二才のびがみられ、欧米諸国の水準に迫りつつあることがあきらかになった。
十九日 九月二十三日~十月八日までメキシコで開かれる世界YWCA総会に出席のため、日本YWCAの石橋宮子氏他三氏が出発した。
二十日~二十一日 母親達が本を通じて交流しようという全国初の試みの「本を読む母親の全国大会(主催・長野県教育委員会、他三団体)」が長野で開かれ

全国から参加した母親たち約六千五百名が、日井吉見氏他十一氏の講師別の分科会に分かれて読後感や読書のあり方等について話し合った。
二十三日 主婦連合会の春野鶴子氏ら代表六名が通産省を訪れ、「家庭経済にシワ寄せするガス料金の値上げは反対である」と陳情した。また十月五日ガス料金値上げ申請に対する公聴会が東京及び大阪の二か所で開催、公聴人として、主婦連、婦人民主クラブ、東京生活協同組合等の代表が主婦の立場から反対の意見を述べた。
二十五日 日本婦人有権者数同盟、日本婦人平和協会、日本看護協会、東京基督教女子青年会、日本基督教婦人矯風会、日本大学婦人協会の六婦人団体は各会長の連名で、東京都議会議長、都知事にあて、納税者の立場

から安井前都知事に対する退職功勞金の支給に反対する旨の声明書を提出した。
二十五日 参議院議員市川房枝氏は、十月八日施行される英国の選挙を見学するため、羽田より空路渡英した。帰途約一か月の予定で、西ドイツの選挙制度、イギリスの選挙禁止法の実施状況等を視察し、十一月十日ごろ帰国予定。
二十九日 日本母親大会の実行委員長河崎ナツ氏等母親代表約二十名が文部省を訪れ、勤労制度、スシ詰め、学校、試験地獄、義務教育費の父母負担、道徳教育問題の是正について文相と意見陳情した。
(十月)
一日 長年裁判所の各種調停委員として功勞のあった十七氏に藍綬褒章がおくられたが、うち婦人は大久保ミ

チ、三輪田繁子の二氏である。
一日 中国建国十周年国慶節祝典に日本から三十名の代表が招かれたが、この中婦人は山川菊栄(評論家)、前川とみえ(前香川県議)の二氏である。
一日 外務省の招待客として、デンマークのコペンハーゲン大学助教授インゲボルグ・ステーマン女史が来日した。女史は長年、デンマーク、日本両国の文化交流、親善につとめる。
八日 東京都議会において「婦人更生資金貸付条例一部改正案」が可決された。これにより売春防止法による更生婦人が結縛する際にも支度資金として、一万五千円以内(措置六か月、償還二年、利率年三分)が貸付けられるようになった。

つぎに、婦人の家事労働の軽減に関係の深いガス・水道の普及状況をみると、前者を利用している世帯は、通産省公益事業局調査(三二年)によると、二一六都市三〇九万戸で、戦前最高時(二六年)より三割増加し、国民一人当たりガス供給量は戦前(九一一年)の二倍になり、普及率は、全国的にみたガス普及率は一六%にすぎず、アメリカの八割、イギリスの九割という普及率にくらべるとかなりの開きがみられます。厚生省水道

課調による水道の利用人口は、全人口の四一%で、まだ、利用できないものの方が多いわけですが、戦前の最高時(二六年頃)の普及率が約二割であったのにくらべると、戦後十年間でかなり普及したことになります。
家庭用電気器具のなかでは、電気洗濯機の普及がめざましく、経済企画庁調査によると、三三年九月現在、都市世帯の約三割がこれを所有しています。しかし所得階層別にみると、年間五〇万円以上

の世帯では約三分の二が所有しているのに対して、三〇万円未満では約一割にすぎません。戦前から少しは普及していたミシンは、同じく経済企画庁調査(三三年九月)によると、都市世帯の三分の二が所有しています。一方、氷冷蔵庫もかなり普及し、都市世帯の五分の一がもっています。電気冷蔵庫は、まだ、五・五%の普及率にすぎません。
家庭娯楽として考えられるラジオ・テレビの普及もめざましく、前掲経済企画

庁調査によると、ラジオは都市世帯の約九割に普及していますが、テレビはまだ一六%の普及率にすぎません。

と高校女子卒業生の就職率は四一%でした。三二年には五二%に増加しました。一方、大学教育を受ける婦人も年々増加しており、三二年の女子大学生は、新制度が実施された直後である二五年の三倍で、男子よりもはるかに増加しています(男子は約一・五倍)。しかし、大学生総数に占める女子の割合は一八・五%で、女子学生の四割は短大に通っています(男子の短大は六%)。女子大学生の専攻している学科をみると、文学関係が最も多く(三六%)、つぎが、教員養成(二六%)、家政看護(二三%)、医歯(一二%)となっており、法政・商経・理工学が圧倒的に多い男子とはその専攻学科において、いちじるしい相異をみせています。

三、婦人と職業

このように高等教育を受ける婦人が多くなったことは、婦人の職業にも影響をおよぼしているようです。文部省調査によれば、高等学校女子卒業生の過半数(五四%)は事務従事者として働いていますが、戦前にくらべるとこの分野に働く婦人が飛躍的に増加しました。戦前(五年)には、一般・会計事務員・タイピスト・速記者等は五万六、〇〇〇人でしたが、戦後(三〇年)は、一〇三万六、〇〇〇人に増加しており、その増加率は、一八・五倍に達しています。参考までに男子をみると、わずか二・五倍にしか増加しておりません(国勢調査)。

大学のうけた婦人の八〇%は、専門的技術的及び管理的職業についていますが、このうち、六一%は教員です(文部省調査)。戦後の法制的改革にともなう、裁判官・検察官・公認会計士・管理的地位にある公務員などのように、高度の専門的知識・技術や、管理的能力を必要とする職業についている婦人が目につくようになりましたが、その数はごくわずかで、国勢調査(三〇年)によると、裁判官・検察官・弁護士などのように司法関係の仕事をしている婦人は、全国で二〇〇人おらず、その総数に占める割合は、一・五%にすぎません。管理的地位にある婦人公務員は、国家公務員・地方公務員を合わせて九〇〇人いますが、総数のわずか〇・九%です。特に婦人の少ない職業は技術者で、約三七万人に對し、婦人はわずか八〇〇人で、〇・二%を占めているにすぎません。しかも、その分野は化学・農林技術に限られており、機械・電気・土木建築などの婦人技術者はほとんどおりません。

四、婦人と農業

戦後の農機具・農業薬剤の普及が影響して、農業に働く婦人の労働状態も少しずつ変化しています。我が国の特色の一つは、農業従事者の半数以上が婦人で、しかもその大部分(八五%)が家族従業者であることで、男子では家族従業者は三分の一程度にすぎず、約六割は業主として農業を経営しています(総理府統計

局労働力調査)。最近の傾向として注目されることは、農林業に働く婦人が、非農林業に働く婦人より少なくなったこと、戦前(五年)の国勢調査によれば、一四才以上の女子就業者の約六割は農林業に、残りの約四割が非農林業に働いていましたが、最近(三二年労働力調査)は、農林業に働く婦人は、女子就業者の四七%に減少し、五三%が非農林業に働くというように、その割合が大きく変わってきました。

農機具の普及のなかで、婦人の労働軽減に関係の深いといわれている動力脱穀機の普及状況を農林省調査(農林省)によってみると、昭和二十四年には、四戸に一所の割合で所有していましたが、三一年には二戸に一所の割合に増加しました。農家経済の面からみると、農機具の普及の結果、農業経営費に占める農具修繕費及び減価償却費の割合が多くなり、二四年には四・九%でしたが、三一年には一三・二%に増加しています。また、農業薬剤の購入費の割合も増加し、二四年には二・三%でしたが、三一年には三・二%になりました。

このように農機具・農業薬剤の普及も影響して、農業に働く婦人の労働日数が少なくなりました。農家経済調査によると、昭和三十一年に自家農業に従事した婦人は一戸当たり平均一・三九人で、一年間に二四三日農業に従事していますが、二四年にくらべると、〇・一九人少なくなっています。

五、婦人と家庭生活

近年、小家庭への欲求が高まり、家庭規模が縮小する傾向がみられ、一方、ガス・水道や、家庭用電化器具の普及などにより、生活様式がかなり変化し、それによって家庭生活の合理化・婦人の家事労働の軽減がもたらされているようです。

まず、家族計画・家族数についてみると、戦後、経済的理由から、あるいは文化的欲求に起因して、出生を抑制しようとする傾向が強くなり、戦前(五年)の三二・四から最近(三二年)は一八・五に急激に減少しました(厚生省人口動態統計)。その結果、厚生省人口問題研究所の出生力調査報告によると、最近(三二年)の一夫婦当たり平均出生児数は二・八人で、戦前の四・六人にくらべると、二人ちかく少なくなっています。このような出生児数の減少は、受胎調節の普及によることも少なくないと思われるが、母体に悪い影響をおよぼす人工妊娠中絶によるものも大きな数にのぼっています。すなわち、厚生省調査によれば、人工妊娠中絶の届出件数は、昭和三十一年は一二二万と報告されており、無届による人工妊娠中絶を加えると、三二年における出生数一五六万に匹敵するのではなからうかとみられ、母体に与える影響について憂慮されています。

府県別	20~	30~	40~	50~	60~	70	計
	29	39	49	59	69	以上	
北海道		5	18	27	17	4	71
青森	1	1	5	10	6		22
岩手		1	7	8	4		21
宮城			6	12	11		29
秋田		3	12	16	6		37
山形		3	5	16	15		39
福島		2	12	19	7	4	44
茨城	1	6	7	11	5	2	32
栃木	1	9	6	20	5	1	42
群馬	1		9	15	17	1	43
埼玉		1	10	18	7		36
千葉		1	8	16	8	1	33
東京		8	35	23	6	1	73
奈良		2	20	25	6	2	54
新潟		2	12	15	9		40
富山		2	8	4	1		15
石川	1	1	6	3	5		16
福山	1	1	4	5	4	1	15
山梨			7	11		1	19
長野		1	8	17	6	1	33
岐阜		4	5	11	5		26
静岡		5	15	9	5	2	34
愛知	1	4	18	23	3		51
三重		1	5	8	4		18
滋賀		1	8	6	3		18
京都		3	11	14	6		34
大阪	2	5	18	22	7	1	55
兵庫	1	4	14	17	7	2	45
奈良		1	7	5		1	14
和歌山		2	6	11	1		20
鳥取		1	5	6	2		14
根山			6	7	2	1	16
岡山		2	7	9	6		24
広島			10	16	7		33
山口	3	4	10	11			28
徳島		3	3	4	2		12
香川		3	4	5	2		14
愛媛	1	3	3	10	5		22
高知		2	4	8	1		15
福岡	1	6	17	21	12	3	60
佐賀	1	2	6	9	1	1	20
長崎		3	9	13	5	1	31
熊本		2	11	14	2		29
大分	1	1	5	7	8		22
宮崎		2	6	7	3		18
鹿児島	1	3	12	20	5	1	41
計	13	115	435	584	249	32	1,428
比率	1%	8%	31%	41%	17%	2%	100

活 動 状 況				
年度別		31年度	32年度	33年度
項目別				
広報活動	1 合 会 出 席	8,332	10,361	14,294
	2 情 報 収 集	663	1,101	1,299
	3 資 料 作 成 配 布	3,211	5,122	6,906
	4 報 道 機 関 の 利 用	845	1,096	1,198
	計	13,051	17,680	23,697
調査活動	室長指示によるもの	1,130	2,253	1,921
	そ の 他	428	241	947
	計	1,558	2,494	2,868
相 談 受 理	婦 人 労 働 問 題	475	564	834
	年 少 労 働 問 題	555	630	1,045
	婦 人 問 題	751	1,101	1,344
	売 春 問 題	433	985	564
	そ の 他	198	331	379
	計	2,412	3,611	4,166
談 決	婦 人 労 働 問 題	456	466	605
	年 少 労 働 問 題	484	534	814
	婦 人 問 題	463	693	948
	売 春 問 題	318	602	315
	そ の 他	75	232	284
	計	1,746	2,527	2,966
関係機関との連絡状況		14,766	13,550	14,355
計		33,533	39,862	48,052

職業別一覽 (34・10・16現在)		男 女 別 数	
職 業	人 数	男	女
家 族 公 務 員	4	545	883
地 方 委 員	45	1,429	
民 生 委 員	41	(同 比 率)	
教 育 停 止 員	53	38%	62%
事 務 員	30		
民 衆 館 長	16		
公 民 委 員	24		
保 護 種 子 相 談 員	67		
各 母 子 休 園 員	18		
婦 女 育 児 休 園 員	9		
教 育 休 園 員	206		
僧 侶 休 園 員	73		
各 助 産 師 助 産 師	54		
助 産 師 助 産 師	17		
助 産 師 助 産 師	3		
助 産 師 助 産 師	10		
助 産 師 助 産 師	23		
助 産 師 助 産 師	3		
助 産 師 助 産 師	50		
助 産 師 助 産 師	2		
助 産 師 助 産 師	86		
助 産 師 助 産 師	157		
助 産 師 助 産 師	55		
助 産 師 助 産 師	11		
助 産 師 助 産 師	4		
助 産 師 助 産 師	27		
助 産 師 助 産 師	55		
助 産 師 助 産 師	39		
助 産 師 助 産 師	247		
助 産 師 助 産 師	1,429		
助 産 師 助 産 師	100.0		

組織がある県
組織がない県
計

（ない県のうち、組織の搬運
にある県……………（二））

（近畿地方六県）

三三
一三
四六
計

三三
一三
四六
計

三三
一三
四六
計

三三
一三
四六
計

三三
一三
四六
計

三三
一三
四六
計

三三
一三
四六
計

三三
一三
四六
計

三三
一三
四六
計

- の対策は県一円、業者数二二四、労働者の数二、七〇〇人(十五才以上の手捺染工)。

明治十五年頃からの産業で、戦後は輸出用に生産も大量生産化に入り、年間輸出量は全国の九七%を占めています。然し経済的基盤の特異性と一般的な中小企業の実態として労働条件は低く、とくに女子・年少者において著しかったといわれています。

「労働者家族福祉運動」について

婦人少年局では、表記の運動を十二月一日から一週間次の通り行ないます。

労働者家族福祉運動実施要綱

一、目的

労働者の家庭が円滑に運営され、家族生活が安定していることは、個々の職場における生産活動、ひいてはわが国経済の発展にとってきわめて大切であるので、労働者家族の福祉を高めるための運動を全国的に展開して、労使ならびに社会一般の認識を深めるとともに労働者家族の家庭管理が円滑におこなわれるための援助方策を推進するものである。

二、期間

昭和三十四年十二月一日～七日

三、重点

(一) 労働者家族問題についての認識を深める。

(二) 労働者家族の福祉をたかめるため

(三) 労働者家族問題についての認識を深める。

(四) 労働者家族問題に関する調査の実施(妻の病氣及び出産時における静養についての調査)

(五) 各種広巾織物の染色の最終工程を行なうもので、昨年の総生産高は全国の四・五%を占めています。業者数は一三、適用労働者数は二、四五八人で、その六七%は男子といわれています。最低賃金は一日二三〇円、但し雇入れ後六か月間は二二〇円というものです。

の事業が関係者のあいだですすめられるよう促す。

(三) 労働者家庭における家事運営の援助に関する業務を推進する。

生活技術指導計画の推進

ホームヘルプ(家事援助)制度の研究

四、方法

(一) 労働者家族問題研究会議の開催

労使・有識者・関係機関等の参加を得て行う。

(二) 中央研究会議 東京・兵庫

(3) 地方研究会 全国

(三) 家庭管理についての懇談会の開催(地方)

労働者家族(主として主婦)の参加を得て行う。

(四) 各種協力活動の依頼

資料による啓蒙

(四) 労働者家族問題に関する調査の実施(妻の病氣及び出産時における静養についての調査)

産業別	女子	男子	男女計	女子の就業者数に占める割合	女子の完全失業者数に占める割合
総数	万人 1,835	万人 2,654	万人 4,489	40.9	- 1
自営業者	279	802	1,081	25.8	+ 12
家族従業者	923	378	1,301	70.9	- 38
雇用者	632	1,470	2,102	30.1	+ 26
農林業	23	35	58	39.7	+ 4
漁業、水産養殖業	* 2	20	22	9.1	- 1
鉱業	* 8	56	64	12.7	- 3
建設業	25	143	168	15.0	+ 5
製造業	221	508	729	30.3	+ 1
卸売、小売、金融、保険、不動産業	144	223	367	39.3	+ 11
運輸通信、電気ガス水道業	32	187	219	14.6	+ 5
サービス業	163	177	340	48.1	- 1
公務	16	122	138	11.6	- 2
完全失業者	17	26	43	39.5	- 4

産業別	女子	男子	男女計	女子の就業者数に占める割合	女子の完全失業者数に占める割合
総数	円 13,012	円 32,050	円 45,062	40.6	- 1
鉱業	11,357	26,014	37,371	43.7	- 38
建設業	10,535	22,405	32,940	47.0	- 38
製造業	11,660	34,884	46,544	33.4	- 38
卸売業	14,883	33,843	48,726	44.0	- 38
金保業	19,776	36,631	56,407	54.0	- 38
不動産業	13,742	26,859	40,601	51.2	- 38
運輸通信業	15,758	29,706	45,464	53.0	- 38
電気、ガス、水道業	18,433	32,330	50,763	57.0	- 38

「註」1) *印の数字は特に誤差率が大いから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の集計に推計乗数を乗じたものの万位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。 — 総務庁統計局労働力調査 —

— 労働省労働統計調査部 毎月労働統計調査 —

労働者家族生活指導モデル地区として昨年来指導を実施している茨城県の日立製作所上ノ内地区の主婦四十五名は十月二十七日室長並びに専任協働員に伴われて婦人少年局を訪問した。(詳細は本誌別冊「日立製作所」を参照)

○婦人少年局問題審議会婦人問題部会
「労働者家族の福祉問題」を審議している婦人問題部会が十月三十日、学芸会館において開会された。

○婦人少年局問題審議会婦人問題部会
十一月四日、労働省竹橋会議室において第四回全国協働員会議が開会された。この日は中西事務次官が出席され、協働員各位に対し日頃の活動の労をねぎらわれた。午後には各課長から業務説明があり、午後に入行なわれて定刻五時すぎ閉会した。

なお、五時半から如水会館において懇談会を開き、懇談し、時の移るのを惜しみつゝ八時頃散会した。

○婦人少年局長ブロック会議並びに県別協働員会議開催について
右の会議は例年のとおり左記の日程により開催される予定である。

(室長会議)
東北ブロック (十一月二十五日・青森)
関東ブロック (十一月二十六日・群馬)
中部近畿ブロック (十一月二十七日・京都)
中国四国ブロック (十一月二十日・愛媛)
九州ブロック (十一月二十日・佐賀)

(協働員会議)
青森・群馬・京都・愛媛・佐賀
二つらになりましたか
主婦の自由時間に関する意識調査
付 階層別時間調査
婦人関係資料シリーズ
調査資料 No. 8
国連婦人の地位委員会
第十三回会議報告書
婦人関係資料シリーズ
調査資料 No. 8
あなたの家庭に誇りとよろこびを
リーフレット No. 2

昭和三十四年十一月一日 印刷
昭和三十四年十一月五日 発行

婦人と年少者 第七巻第十一号
定価 五十円 通巻七十四号
発行所 婦人少年協会
編集人 久米愛子
発行人 平林たい子
印刷人 石井完一
東京千代田区神田一ツ橋二丁目
(日本職業指導協会内)
電話 九段 (83) 九九五九
世田谷区 〇七九一八八七

(1) 書名	著者	発行所	巻号	発行年	(2) 書名	著者	発行所	巻号	発行年
Ⅷ 社会と婦人					外国人事件・特に離婚と米国の国際私法	飯島 龍男	家庭裁判所月報	53	
a. 法律に関するもの					離婚に関する国際私法上の二、三の問題	池原 孝雄	*	(4-13)	*
(1) 婚姻について					離婚による財産分与審判申立抗告事件	*	*	(5-2)	*
法律婚における合議についての一考察	黒木 三郎	私法(12)	54		アメリカ離婚法略説 -1-	立石 芳枝	法律雑誌(25-3)	41	*
奈良時代の戸籍に見える妻の不改姓	河 富雄	日本歴史(74)	*		// -2- 4-	*	(25-3, 4, 27-3)	*	*
中華ソヴェト共和国婚姻条例	仁井田 隆	法律時報(27-9)	55		スイス法における離婚給付 -1-, 2-	内山慶之進	法學新報(40-7, 8)	*	*
アメリカ法からみた夫婦扶養の本質	尾高 義子	結婚の歩みのために(1)	*		新民法施行前の離婚の際になされた贈与契約の取消	谷田 貞三郎	同志社法学(10)	*	*
婚姻の法的把握と慣行および法意識	高梨 公之	早稲田法学(30)	*		改正離婚法のもとに於ける離婚判例	大田 武男	人文科学(3)	*	*
年齢階梯制度下における婚姻と親族組織の形態に関するH・クローの学説について -2-	江守 五夫	社会科学研究	*		離婚の際の財産分与の性質について	坂本 肇郎	立命館大学(4-4)	*	*
内縁の法的効果	青山 卓雄	学大法學(1)	*		離婚原因に関する欧州諸国の立法例とその考察	三田高三郎	法學志林(51-1)	*	*
1949年イギリス離婚法 -1-	花形武 他	日本法學(21-1)	*		アメリカ法における別居の効果について -2- 完一	重倉 琢裕	民法法學(23-3)	*	*
婚姻届に現れた内縁期間の研究	武井 五郎	(鳥取大学法学部)研究報告(人文科学)	*		イギリスにおける離婚法改正の動向	青山 達夫	法政研究(22-1)	54	
外国人と婚姻した日本人の戸籍	江川 英文	法曹時報(7-6)	*		中国離婚法における離婚の自由	飯島 龍男	法律雑誌(28-1)	*	*
夫婦財産契約論 -その機能と意義からの一考察-	橋 孝夫	法學雑誌(51-1)	*		アメリカ法の離婚原因離婚をめぐる判例上の諸問題	立石 芳枝	家庭裁判月報(6-4)	*	*
夫婦共同財産の成立と解消	山本 正憲	岡山大学法學部論叢(10)	*		不法原因給付返還のための代物弁済の効力	谷口 知平	民法雑誌(29-4)	*	*
(2) 離婚法					離婚により親権を単独に行行使している父又は母の死亡と後見の開始	谷田 貞三郎	同志社法學(23)	*	*
被離婚者の死亡と其の離婚無効確認の訴訟 -判例研究-	木村 健助	民法雑誌(23-3)	48		英国離婚法における有責主義の趨勢	明山 和夫	法と政治(5-2)	*	*
アメリカに於ける離婚扶助力	大野 昌雄	*	(24-3)	49	フランスにおける和議手続	加藤 一秀	判例タイムズ(5-4)	*	*
米国内における離婚制度	大江 俊次郎	最高裁判所判例集(民法部)第2巻第7号	50		離婚請求事件	*	(5-8, 9)	*	*
貞淑な妻は離婚されないか(2)	前沢 英文	法律時報(法曹会)	(2-13)		離婚並に慰養料請求事件ソ連に抑留中の夫との離婚訴訟棄却事件	中川善之助	ジュリスチム(88)	*	*
イギリスの離婚法	田中 和夫	比較法研究(2)	51		夫が情婦を持ったための妻との婚姻関係継続が困難になった場合それだけで夫の側から民法第770条第1項第5号による裁判離婚を請求し得るか	田 正出	法學新報(61-8)	*	*
中歐の新離婚法	仁井田 隆	*	(*)		未帰還者の妻の離婚請求訴訟判決をめぐって	三田高三郎	経済系(22)	*	*
ドイツ法における離婚原因の整理	五十嵐 清	*	(*)		離婚裁判における伝統的觀念に関する若干の考察	佐々木 安	早稲田法学(30)	65	
ソヴェトの離婚制度	福島 正夫	*	(*)		離婚による財産分与の性格	高梨 公之	*	(*)	*
離婚による慰養料と財産分与 1~3, 完	千鶴 通夫	法律時報(23-1~3)	*		婚姻の法的把握と慣行および法意識	大田 武男	京都大学人文科学研究所紀要(14)	*	*
婚姻の倫理と離婚上の論議 -上-	田中吉徳彦	法學志林(48-4)	*		民法第768条の系譜と立案経緯の点検	恒田文次 他	法律ひろば(8-5)	*	*
離婚法上より見たる女性の地位	池田 直規	婦人教育(774)	*		民法第770条第1項第5号「婚姻を継続し難い重大な事由があるとき」にあたる事例	尾高 義子	法律協会雑誌(72-3)	*	*
離婚制度の変遷 -離婚の民法(18)-	片山 義雄	時の法令(64)	52						
協議上の離婚 (19)-	*	(65)	*						
裁判上の離婚 (1~8) - (20-22) -	*	(68-70)	*						
フランス法に於ける離婚給付 1~3, 完	内山慶之進	法學新報(54-6, 8, 11)	*						
婚姻の倫理と離婚法の論議 -下-	田中吉徳彦	法學志林(49-4)	*						
江戸時代の離婚法に関する考察	春原 龍太郎	自由と正義(3-4)	*						
アメリカ法に於ける別居の効果について -1-	重倉 琢裕	民法雑誌(27-5)	*						

デパートの現金値段で 10ヵ月払い

ブリヂストンの **エバーソフト**

経済的で、しかも寝心地のよいエバーソフト
を寝室に、居間に、取入れましょう。

月賦の時代には新革命!!

デパートと同じ値段で、手数料もいらないので
手軽く10ヵ月払いでお求めになれます。

これなら、おくさまのヘソクリでも簡単に文
化生活の調度ができます。

東京唯一の専門店



日本信販・新宿専門店会・新宿名店会加盟店

BS ブリヂストン **エバーソフト** 専門店



うさぎや

東京都新宿区百人町2丁目201番地
TEL (37) 0734・2204